

長浜市総合計画 基本計画 (最終案)

平成 28 年 8 月

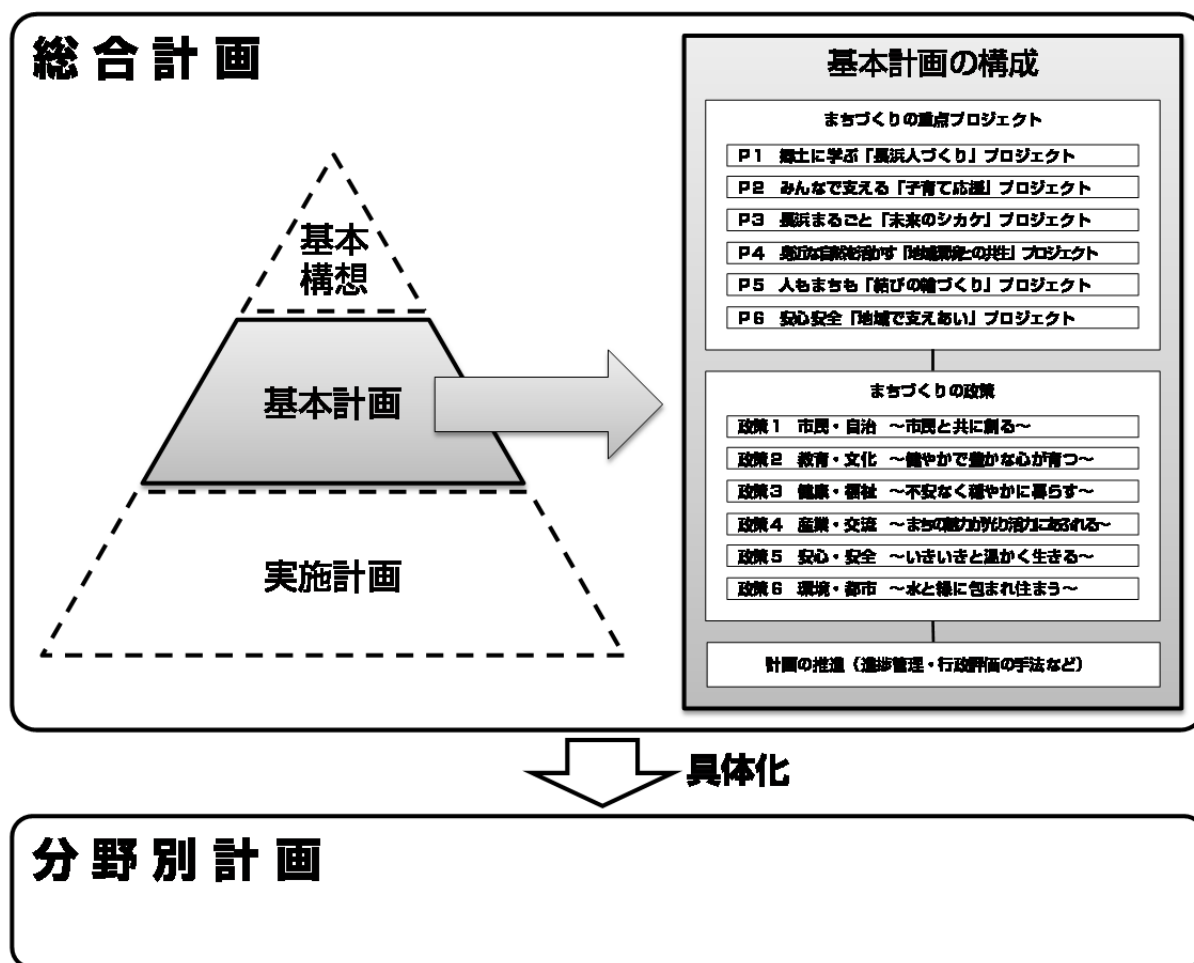
Challenge & Creation
挑 戦 と 創 造

目次

まちづくりの重点プロジェクト	1
1. まちづくりの重点プロジェクトとは	2
1.1 重点プロジェクトの考え方	2
1.2 重点プロジェクトの体系	2
1.3 まちづくりの重点テーマの具現化に向けて	3
2. 重点プロジェクト	4
2.1 郷土に学ぶ「 ながはまひと 長浜人づくり」プロジェクト	4
2.2 みんなで支える「子育て応援」プロジェクト	6
2.3 長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト	7
2.4 身近な自然を活かす「地域環境との共生」プロジェクト	9
2.5 人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト	10
2.6 安心安全「地域で支えあい」プロジェクト	11
まちづくりの政策	12
政策1 市民・自治	14
1. すべての人が互いに尊重し合うまちづくり	15
1.1 人権を大切に作る人づくり	15
1.2 男女共同参画社会づくり	16
1.3 多文化共生と国際交流	18
2. 一人ひとりが主役のまちづくり	21
2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり	21
2.2 安心して暮らせるコミュニティ	25
政策2 教育・文化	26
1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり	27
1.1 家庭の教育環境の充実	27
1.2 地域と連携した教育環境づくり	29
1.3 学校の教育環境の充実	30
1.4 相談体制の充実	37
2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり	41
2.1 生涯学習の推進	41
2.2 文化芸術・スポーツの振興	45
2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり	49
政策3 健康・福祉	51
1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり	52
1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり	52
1.2 子どもが健やかに育つ場づくり	58
1.3 子育てに関する経済的支援の充実	61
2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり	64
2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	64
2.2 しょうがい福祉の充実	73
2.3 生活支援制度の充実	78
2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組	80
3. 一人ひとりが支えあい・助け合うまちづくり	84

3.1 福祉を担う人材・団体の育成.....	84
3.2 地域医療体制の充実	85
政策4 産業・交流	87
1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり	88
1.1 地域産業の振興	88
1.2 農林水産業の振興.....	90
1.3 雇用・就労機会の拡充.....	95
2. 新たな産業を創り育てるまちづくり	96
2.1 新たな活力となる企業の誘致.....	96
2.2 未来につながる次世代産業の育成.....	98
3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり	101
3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承	101
3.2 移住しやすい体制づくり	106
4. 交流でにぎわう観光のまちづくり	107
4.1 地域魅力の発見と活用.....	107
4.2 地域魅力の発信と交流.....	110
政策5 安心・安全	112
1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり	113
1.1 防犯対策の充実	113
1.2 交通安全対策の充実	116
2. 防災・減災対策の充実したまちづくり	117
2.1 危機管理体制の強化	117
2.2 消防・救急体制の強化.....	119
政策6 環境・都市	122
1. 地球環境にやさしいまちづくり	123
1.1 低炭素社会の構築.....	123
1.2 循環型社会の構築.....	125
2. 自然を守り育てるまちづくり	128
2.1 自然環境の保全	128
2.2 緑豊かなまちづくり	131
3. 居住環境の整ったまちづくり	133
3.1 誰もが住みよい居住環境づくり	133
3.2 交通体系の整備・維持.....	135
3.3 市街地や各地域の整備.....	137
4. 生活基盤の整ったまちづくり	140
4.1 社会資本の整備	140
4.2 地域情報化の推進.....	145
計画の推進に向けて	146
1. 行財政運営・行革の推進	147
2. 広域連携の推進	147
3. 計画の進捗管理	148

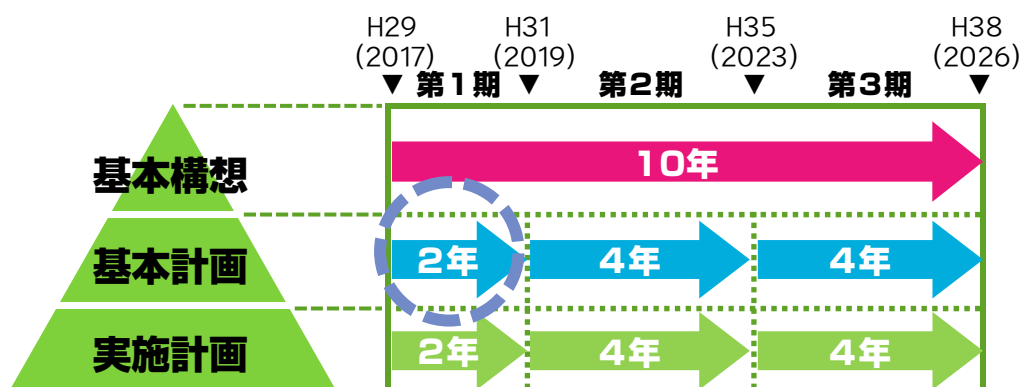
■基本計画の構成



■基本計画の期間

本計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度までの 2 年間です。

総合計画全体の期間は 10 年間となっており、本計画は第 1 期に該当します。第 2 期が平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの 4 年間、第 3 期が平成 35（2023）年度から平成 38（2026）年度までの 4 年間の、3 期構成になっています。



まちづくりの重点プロジェクト

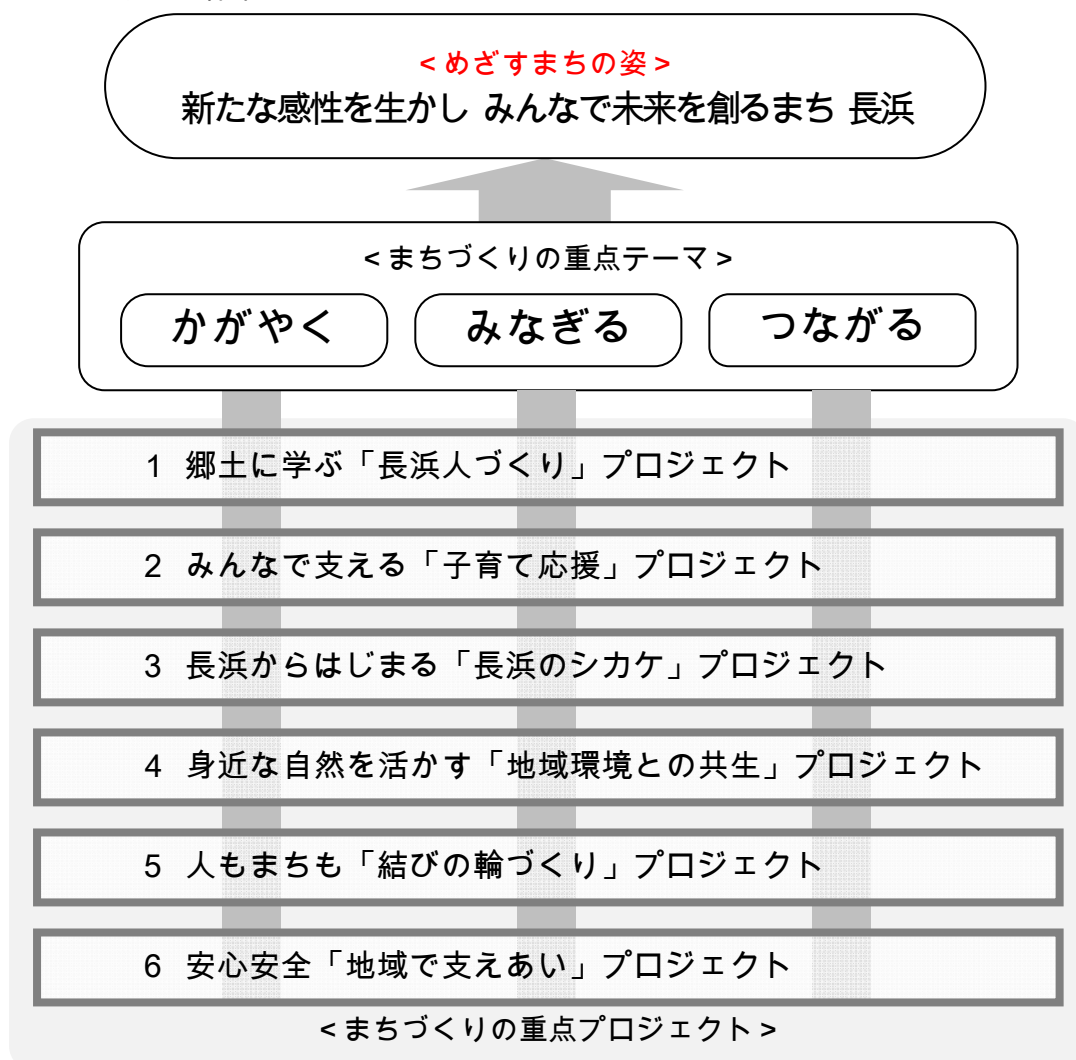
1. まちづくりの重点プロジェクトとは

1.1 重点プロジェクトの考え方

重点プロジェクトは、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」である「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち」の実現を先導するため、今後、重点的かつ戦略的に取り組んでいく施策・事業を設定するものです。

「めざすまちの姿」の元にその戦略的な方向性を示した、「かがやく」、「みなぎる」、「つながる」の3つの「まちづくりの重点テーマ」を具現化する6つの重点プロジェクトを位置付け、市民、事業者・団体、市の協働のもとで分野横断的に推進し、効果的に連携させることで、本市の持続的な発展を目指します。

1.2 重点プロジェクトの体系



重点プロジェクト構築の視点

- (1) 基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現を目指していくもの
- (2) 重点的かつ分野横断的に取り組むことで、高い効果を発揮すると考えられるもの
- (3) 本市の実情や特性を活かした取組であるもの
- (4) 日常生活との関連性が高く、実施にむけた市民の期待が大きいもの

1.3 まちづくりの重点テーマの具現化に向けて

“かがやく” まちの実現に向けて

- ◆まちとは、市民が暮らし活動する空間です。これまで「ひと」を本質としてまちづくりを進めてきましたが、人口減少が進む今後、市民一人ひとりに期待される役割や力はますます大きくなることから、無限の可能性を持った若者、知識・経験が豊富な高齢者など、他をリードしていける人材を積極的に育てます。
- ◆一人ひとりがこれまで培った経験をこれからのまちづくりに生かし、まちが一丸となって未来を担う次世代の人材を育成します。
- ◆郷土を愛し、柔軟な発想力と多様な価値観を持ちながら次の時代をイメージし、創造していけるような、人が“かがやく”まちを目指します。

“みなぎる” まちの実現に向けて

- ◆地方都市が個性や特色を主張する時代のなかで、地域活性の基盤となる地域固有の自然・歴史・文化といった資源や独自の産業を生かして、これまで以上に自立したまちづくりを進めるために、資源や産業に独自の魅力や強みといった個性的な価値を付加し、大きな吸引力を持った活性材料としていきます。
- ◆創意と工夫、そして豊富な地域資源を生かして魅力的な地域基盤の獲得に向けて取り組み、他から選ばれるまち・働きたいまち・住んでみたい住み続けたいまちを目指すことで、人口の定着・地域活力の向上を図ります。
- ◆地域に関わる様々な主体が連携・協力して資源や産業を磨きあげ、都市の魅力と競争力を高めることで、仕事があり活力が“みなぎる”まちを目指します。

“つながる” まちの実現に向けて

- ◆少子高齢化、市街地の空洞化、中山間地を中心とした過疎化、財政の硬直化など、まちを取り巻く環境が厳しくなるなかで、都市基盤の適正化を図りながらも、一人ひとりが豊かな心で、平和に安心して暮らしていける持続可能な環境づくりに取り組みます。
- ◆複雑化するライフスタイルのなかで、それぞれが無理なく結びつき、コミュニケーションを図りながら、長浜の風土・文化のなかで自分らしく暮らしていくことができるよう取り組んでいきます。
- ◆予想される時代の変化に前もって対応し、暮らしのあり方・価値観を再構築しながら、一人ひとりが幸せを見つけ、日々の生活のなかで“つながる”まちを目指します。

2. 重点プロジェクト

2.1 郷土に学ぶ「^{ながはまびと}長浜人づくり」プロジェクト

本市が持つ歴史や風土、文化や資源など様々な魅力を再発見・再整理するとともに、地域の偉人・先人の教えを学び、知恵や知識を伝えることで、進取の気性に富んだ長浜ならではの人材を育成します。また、学校と家庭、地域社会の連携を深め、自ら学び、心豊かに成長できる教育環境の充実を図るとともに、英語・理系教育の推進や豊かな自然環境を生かした生きる力を兼ね備えた人づくりを実践することで、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、未来を創造する『^{ながはまびと}長浜人』を育成します。

●主な施策・取組

1) 地域の魅力を再発見し、伝統や文化を学ぶ機会づくりに取り組みます。

取組例)

- ・子どもからお年寄りまで、地域に親しみ学ぶ長浜学の実践
 - 政策2 1.2 ④豊かな心の育成
 - 政策2 2.1 ①生涯学習の推進
- ・若者の豊かな感性を活かした文化や芸術の振興
 - 政策2 2.2 ①文化・芸術の創造と振興

2) 市民が生き生きと輝く環境づくりに取り組みます。

取組例)

- ・地域が支える、子どもたちの充実した放課後づくりの促進
 - 政策3 1.1 ④子育て環境の充実
- ・世界に羽ばたくジュニアアスリートの育成
 - 政策2 2.2 ②スポーツ活動の推進
- ・あらゆる分野における女性活躍の推進
 - 政策1 1.2 ①男女共同参画の推進

3) ふるさとを想い、まちづくりを支える人材育成に取り組みます。

取組例)

- ・未来を切り拓く人材の育成に向けた英語・理系教育の推進
 - 政策2 1.3 ①確かな学力の向上
- ・多様な主体が交流・連携し、躍動するための市民活動センターの運営
 - 政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
- ・長浜の未来を担うまちづくりリーダーの育成
 - 政策2 2.3 ①青少年の地域活動参加の促進

4) 森林や琵琶湖などの地域資源を活かした人づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 森林の温もりを感じる体験事業を通した木育の実践
→政策4 1.2 ③森林整備と林業の活性化
- ・ 豊富な自然資源を活用した心と体の健康づくりの推進
→政策2 2.2 ②スポーツ活動の推進
→政策3 2.4 ②健康づくりを支援する地域づくり

2.2 みんなで支える「子育て応援」プロジェクト

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに至る様々な場面において、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます。また、地域のあらゆる人が協力しながら、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりに取り組むことで、子どもの健やかな成長はもちろん、子どもを育てる「親」も、それを見守る「地域」もともに生きがいを感じながら成長し、笑顔で輝けるまちを創ります。

●主な施策・取組

1) 子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

取組例)

- ・妊娠・出産・育児・子育てに至る切れ目ない支援の充実
 - 政策3 1.1 ②子育て支援ネットワークの整備
 - 政策3 1.1 ④子育て環境の充実
- ・待機児童の解消に向け、保育施設等の整備を支援
 - 政策3 1.2 ②保育所機能の充実

2) 充実した子どもの教育環境づくりに取り組みます。

取組例)

- ・多子世帯を対象とした保育料の負担を軽減
 - 政策3 1.3 ②子育てにかかる経済的負担の軽減
- ・小学校給食費の無償化と食育の推進、学校給食の充実
 - 政策3 1.3 ②子育てにかかる経済的負担の軽減
 - 政策2 1.3 ③安全安心な学校づくり
- ・学校の適正配置と小中一貫教育の導入
 - 政策2 1.3 ③安全安心な学校づくり

3) 子育てを通して、大人も地域も成長できる環境づくりに取り組みます。

取組例)

- ・親子のふれあう機会を創出し、親と子のきずなを深めるための支援の充実
 - 政策2 1.1 ①家庭教育の促進
- ・家庭・地域における教育活動の推進
 - 政策2 1.1 ①家庭教育の促進
 - 政策2 1.2 ①地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

2.3 長浜まると「未来のシカケ」プロジェクト

新たな産業の創出や企業の誘致を進めるとともに、市内にある事業者の経済活動が活性化するように、地域の強みを活用した様々な支援を行います。また、本市が持つ魅力を磨きあげ、新たな感性でもって新しい価値を創造するためにクリエイティブ感覚を持つ人材を誘致・育成し、起業者を育成する土壌とチャレンジできる環境を作り出し、長浜の新たな強みとなるローカルビジネス、ローカルベンチャーが生まれ続ける仕組みを構築します。これにより、雇用の拡大と地域経済の活性化が好循環するまちを創ります。加えて、長浜ならではの「心」に語りかけるおもてなしを実践し、来訪者への受入体制の充実はじめ国内外に効果的に情報発信することで、都市ブランド力の向上を図り、長浜ファンやリピーターの増加につなげます。

●施策・取組の体系

1) まちの新たな魅力を創出し、賑わいと活力づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 中心市街地（長浜駅周辺）の活性化と北部地域の振興
 - 政策 6 3.3 ①市北部地域の活性化
 - 政策 6 3.3 ②中心市街地の活性化
- ・ 曳山まつりや観音文化など、歴史・文化的資産の継承と発展・活用
 - 政策 4 3.1 ①歴史文化の活用
 - 政策 4 4.2 ②地域資源を生かした集客交流の展開

2) 地域資源を活用したローカルベンチャーの創出に取り組めます。

取組例)

- ・ 長浜の新しい価値を創造するため、クリエイティブ感覚を持つ人材の育成・誘致
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり
- ・ 地域資源を活用し、市内で起業して活動するローカルベンチャーの育成・支援
 - 政策 4 1.1 ①「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市の創造
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり
- ・ 恵まれた地域資源を活かし、アウトドアフィールドとしての魅力の向上
 - 政策 2 2.2 ②スポーツ活動の推進
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり

3) 長浜ならではの“おもてなし”とインバウンド観光の推進に取り組めます。

取組例)

- ・ 市民ぐるみによるおもてなしの心の醸成と、長浜の観光魅力の向上
 - 政策 4 4.1 ②宿泊・滞在型観光の推進
 - 政策 4 4.2 ②地域資源を生かした集客交流の展開
- ・ インバウンド観光の更なる推進に向け、外国人観光客に向けた着地型コンテンツの充実
 - 政策 4 4.1 ②宿泊・滞在型観光の推進

4) まちの魅力を発信し、都市ブランド力を高めるなど、シティプロモーションに取り組めます。

取組例)

- ・ 東京における情報発信拠点 びわ湖長浜 KANNON HOUSE の有効活用
→政策4 4.2 ①地域魅力の情報発信の強化
- ・ 行政だけではなく、長浜に関わるすべての人が情報の発信者となる仕掛けづくり
→政策4 4.2 ①地域魅力の情報発信の強化

5) 雇用の創出と人材確保・育成に取り組めます。

取組例)

- ・ 本社機能移転や企業立地に向けた総合的な支援
→政策4 2.1 ①企業誘致の推進
- ・ 地元就職と U/J/I ターン就職の促進支援、女性・高齢者の雇用促進
→政策4 1.3 ①就労機会の拡充

2.4 身近な自然を活かす「地域環境との共生」プロジェクト

先人から受け継いできた豊かな自然の恵みや原風景を育み、将来にわたって継承していくとともに、消費者が求める安全で安心な農作物及び6次産業化など儲かる農林水産業を推進します。また、「森～川～里～湖」にわたる雄大な自然を生かし、アウトドアやグリーンツーリズム、体験教室などの交流活動に取り組むとともに、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進することで、身近な自然からの様々なことを学び、大切にし、自然の恵みを享受するまちを創ります。

●施策・取組の体系

1) 農林水産業の基盤強化と、農商工連携による6次産業化・高付加価値化に取り組めます。

取組例)

- ・次代の農林水産業を担う人材の発掘と育成
 - 政策4 1.2 ①持続できる農業経営への支援
 - 政策4 1.2 ③森林整備と林業の活性化
- ・農林水産資源を生かした6次産業化・高付加価値化、特産品開発に向けたアグリビジネスの推進
 - 政策4 1.2 ①持続できる農業経営への支援
 - 政策4 2.2 ①小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出

2) 自然の恵みを享受し、豊かな生活を営むことができる環境づくりに取り組めます。

取組例)

- ・再生可能エネルギーの導入促進とごみ減量・リサイクルの啓発
 - 政策6 1.1 ②再生可能エネルギーの利活用の推進
 - 政策6 1.2 ①ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり
- ・守り・育て・活かす、100年先の森づくりの実践と獣害対策の推進
 - 政策4 1.2 ③森林整備と林業の活性化
 - 政策4 1.2 ④鳥獣害対策の推進
 - 政策6 2.1 ①自然環境保全の推進

3) 地域資源を生かし、地域内の経済循環を高めることができる仕組みづくりに取り組めます。

取組例)

- ・自伐型林家の育成と技術指導、事業化に向けた支援
 - 政策4 1.2 ③森林整備と林業の活性化
- ・森林資源に地域独自の新たな魅力を付加し、高い価値を持った森林ビジネスを展開
 - 政策4 1.2 ③森林整備と林業の活性化

2.5 人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト

複雑化する現代社会のなかであっても「人と人」、「人とまち」が無理なくつながり、お互いの個性を認め合いながら能力を十分に発揮し、共感しながら生き生きと暮らすことができる環境づくりに努めます。また、将来にわたり行政サービスの水準を維持できるよう、都市基盤の適正化を図るとともに「まちとまち」を結ぶ移動手段の確保・維持や、地域で活動する個人や団体への総合的な支援を行うことで、未来へとつながるまちを創ります。

●主な施策・取組

1) 様々な主体がつながる場づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 人・文化・産業を創造する知の拠点 (仮)産業文化交流拠点の整備
→政策4 1.1 ①長浜スタイルで拓くグローバル産業都市の創造
- ・ 「学び・育つ」「つながる」「広がる」「作り出す」の視点に立った交流の場の創出
→政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
- ・ 高齢者の社会参画の促進と活動しやすい環境の整備
→政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
→政策3 2.1 ①高齢者の社会参画の促進

2) 移動手段の確保によりまちの回遊性を高め、市街地と周辺地域との連携に取り組みます。

取組例)

- ・ 鉄道やコミュニティバス、デマンドタクシーの連携による移動手段の確保
→政策6 3.2 ①鉄道の利用促進と利便性の向上
→政策6 3.2 ②バス交通の利用促進と利便性の向上
- ・ コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる「集約型多核都市構造」の形成
→政策6 4.1 ①総合的・計画的な土地利用の促進

3) 地域と都市部をつなぎ、移住・定住・交流の促進に取り組みます。

取組例)

- ・ 小谷城スマート IC 開通による市域内アクセスの向上と広域間連携の強化
→政策6 4.1 ②道路等の整備
- ・ 移住の促進に向けた情報発信と受入体制の整備、経済的支援の充実
→政策4 3.2 ①移住者受入の環境づくり

2.6 安心安全「地域で支えあい」プロジェクト

地域で暮らすあらゆる人が、互いにふれあい、つながり、支えあいながら社会参加することができ、安心して幸せに生活することができる仕組みを構築します。特に、地域を支える団体や人材の育成を進めながら、それぞれの地域における医療・福祉・介護の体制整備、生活支援の提供と合わせた地域包括ケアシステムを確立します。また、万が一の災害発生に備え、「自助・共助・公助」の考え方のもと、地域防災力の強化を図り、誰もが安心して安全に暮らせるまちを創ります。

●主な施策・取組

1) 地域コミュニティの活性化と、地域を支える人材づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 地域コミュニティの活性化と地域づくり協議会の基盤強化・運営支援の充実
 - 政策 1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
 - 政策 1 2.1 ②自治会組織の維持
- ・ 地域づくりを牽引するリーダーの養成と研修機会の充実
 - 政策 1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
 - 政策 1 2.1 ②自治会組織の維持
- ・ 地域おこし協力隊制度の積極活用による地域の活性化を支援
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり

2) 高齢者をはじめ、誰もが元気に暮らせる環境づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 保健、医療、福祉、介護をはじめとする地域包括ケアシステムの構築
 - 政策 3 2.1 ④高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進
- ・ 医療・介護従事者の確保と医療機関の連携促進、0次予防コホート事業の推進
 - 政策 3 3.1 ①地域福祉を担う人材・団体の育成
 - 政策 3 3.2 ①地域医療の確保
 - 政策 3 3.2 ②地域医療体制の確立
- ・ サロン活動などの地域における「居場所」づくり
 - 政策 3 2.1 ①高齢者の社会参画の促進

3) 地域防災体制の強化に取り組みます。

取組例)

- ・ 災害に備えた地域の自主防災体制や、日常の防犯・防火体制づくりの強化
 - 政策 5 2.2 ①市民消防・防災の強化
- ・ 互助・共助を基本とした地域の日常的な支え合いと危機管理意識の向上
 - 政策 1 2.2 ①地域見守り活動の推進
 - 政策 5 2.1 ①危機管理体制の強化

まちづくりの政策

まちづくりの政策とは、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けて、計画期間内に取り組んでいく施策を分野別・体系的に定めたものです。

政策 1 市民・自治

1. すべての人が互いに尊重し合うまちづくり
 - 1.1 人権を大切にする人づくり
 - 1.2 男女共同参画社会づくり
 - 1.3 多文化共生と国際交流
2. 一人ひとりが主役のまちづくり
 - 2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり
 - 2.2 安心して暮らせるコミュニティ

政策 2 教育・文化

1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり
 - 1.1 家庭の教育環境の充実
 - 1.2 地域と連携した教育環境づくり
 - 1.3 学校の教育環境の充実
 - 1.4 相談体制の充実
2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり
 - 2.1 生涯学習の推進
 - 2.2 文化芸術・スポーツの振興
 - 2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり

政策 3 健康・福祉

1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり
 - 1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり
 - 1.2 子どもが健やかに育つ場づくり
 - 1.3 子育てに関する経済的支援の充実
2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり
 - 2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり
 - 2.2 しょうがい福祉の充実
 - 2.3 生活支援制度の充実
 - 2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組
3. 一人ひとりが支えあい・助け合うまちづくり
 - 3.1 福祉を担う人材・団体の育成
 - 3.2 地域医療体制の充実

政策 4 産業・交流	1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり 1.1 地域産業の振興 1.2 農林水産業の振興 1.3 雇用・就労機会の拡充 2. 新たな産業の創り育てるまちづくり 2.1 新たな活力となる企業の誘致 2.2 未来につながる次世代産業の育成 3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり 3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 3.2 移住しやすい体制づくり 4. 交流で賑わう観光のまちづくり 4.1 地域魅力の発見と活用 4.2 地域魅力の発信と交流
政策 5 安心・安全	1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり 1.1 防犯対策の充実 1.2 交通安全対策の充実 2. 防災・減災対策の充実したまちづくり 2.1 危機管理体制の強化 2.2 消防・救急体制の強化
政策 6 環境・都市	1. 地球環境にやさしいまちづくり 1.1 低炭素社会の構築 1.2 循環型社会の構築 2. 自然を守り育てるまちづくり 2.1 自然環境の保全 2.2 緑豊かなまちづくり 3. 居住環境の整ったまちづくり 3.1 誰もが住みよい居住環境づくり 3.2 交通体系の整備・維持 3.3 市街地や各地域の整備 4. 生活基盤の整ったまちづくり 4.1 社会資本の整備 4.2 地域情報化の推進

政策 1 市民・自治

～市民と共に創る～

いつの時代もまちづくりの主役は市民です。

時代の変化に伴って多様化・高度化するニーズや複雑化する地域課題の解決に向けて、まちづくりの原点は「人」であることを思い起こし、市民一人ひとりの主体的な参画と、地域づくり協議会や自治会、NPO、市民活動団体など、まちづくりに関わる様々な主体の力を育むとともに、その力を生かした連携・協働を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めます。また、多様な価値観・ライフスタイルなど一人ひとりの個性を認め合い伸ばし合いながら、豊かな人間性を持ち、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

1. すべての人が互いに尊重し合うまちづくり

1.1 人権を大切に作る人づくり

① 人権尊重の社会づくりの推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

これまで見られたような悪質・直接的で厳しい差別は減少しているものの、人権や生命を軽視する動きは、多様化・高度化する情報化社会のなかで表面化せずに依然として存在していることから、生涯を通じて正しい知識・認識と理解を促進し、インターネットと人権、ヘイトスピーチ、性的マイノリティなど、新たな人権問題に対応する啓発・情報の提供に注力していく必要があります。

今後とも、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向けて、自治会をはじめ地域で力を合わせて取り組む活動を促進するなど、市民と行政とが連携して取組を進めていくことが求められています。

(2) 基本方針

インターネットと人権、ヘイトスピーチ、性的マイノリティなど、近年大きな問題となっている様々な人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるよう、家庭、学校・園、地域社会、職場のあらゆる場、あらゆる機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組めます。

また、国・県等の関係機関との連携を図り、人権に関する相談と支援ネットワークの維持・充実に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○連続した人権学習機会の提供、地域での人権学習の確実な実施など、様々な分野での人権擁護活動を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
人権学習事業	一人ひとりが人権に配慮した行動・考え方ができるよう、人権に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
人権啓発事業	人権に関する相互理解を深めるための教材の作成・配布、作品展の実施、情報提供などの啓発活動を展開	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	人権学習会における参加者からの評価(5点満点)	点	27	4.5	5	5	5	人権施策推進課
2	人権学習会への参加者数	人	27	9,961	12,000	12,000	12,000	

1.2 男女共同参画社会づくり

② 男女共同参画の推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

女性の活躍に対して関心が高まる中、男女共同参画への意識は改善が見られるものの、依然として女性の社会参画は低い水準に留まっています。男性・女性にとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性や能力が十分に発揮できるよう、課題の発見や認識・意識改革を継続して促していく必要があります。特に、女性の社会的・地域的活躍のためには、男性の理解・意識改革が不可欠であることから、情報の提供・啓発についても継続して行っていく必要があります。

また、女性の一層の参画を促すため、地域における活躍や小グループでの活動など、社会的・地域的な関わりの手本となる姿を示していくことが求められています。

(2) 基本方針

家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場面、あらゆる機会において、男性も女性も多様な活動を自らの希望に沿った形で展開することができ、それぞれが持つ個性や能力を発揮することで夢や希望を実現できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の醸成と環境づくりに取り組みます。

また、あらゆる分野において、男女ともに参画することが結果として社会全体の利益につながることを認識したうえで、様々な分野への男女共同参画を推進するとともに、特に女性の社会的・地域的な活躍を促進し、性別に関係なく自らの意思で選択し、行動できる社会の実現を目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

○男女共同参画の意識向上に向けた取組に努めます。特に、女性の活躍推進に向けた情報収集と効果的な施策の立案、確実な施策展開を行います。

○政策・方針決定の場における男女共同参画を促進するため、審議会や委員会などへの女性構成員比率の向上に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
男女共同参画啓発・推進事業	男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
女性活躍支援（ポジティブアクション）事業	女性の一層の活躍を促進するため、女性人材バンク「かがやき隊」や、地域で活躍する様々な女性グループの活動支援、悩み相談や交流・研修会等を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	「男は仕事、女は家庭」という固定観念にとらわれない人の割合 (市民意識調査)	%	24	58	70 (H29)	75	75	人権施策推進課
2	市の附属機関の委員総数のうち、女性委員の占める割合	%	27	30.4	40 (H29)	40	40	

1.3 多文化共生と国際交流

① 多文化共生による地域づくりの促進

市民協働部 市民活躍課

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市在住の外国人市民は、平成 20 年のリーマンショック以降減少傾向にありましたが、近年は 3,000 人前後で推移しています。

定住する外国人市民が多いことから、一時的な滞在者としてではなく、地域で共に暮らす生活者として捉えるとともに、外国人市民がそれぞれの多様性を生かし、地域で活躍できる環境づくりが課題となっており、多様な価値観やライフスタイルを互いが受容し、認め合いながら、ひとつのコミュニティを築いていく必要があります。

また、日本語はもちろん、日本の文化や習慣に関する知識を持たないまま転入してくる外国人家庭も多いことから、教育現場においては、子どもだけでなく、家族ごとサポートすることが求められています。

(2) 基本方針

国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発や巡回指導員による外国人の子ども児童生徒へのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。

また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 外国人市民の防災意識を高め、自助による防災体制の整備を図るとともに、外国人市民と地域とのコミュニケーションを深めることにより、地域で助け合う共助の仕組みづくりに取り組みます。
- 外国人市民が持つ言語能力やネットワークを生かして、外国人向けの防災啓発活動や災害時に支援者として活躍できる外国人リーダーの発掘・育成に取り組みます。
- 外国人の子どもが学校生活を円滑に送ることができるよう、学習指導、生活指導、教育相談等の充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施	市民活躍課
外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とする巡回指導員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	外国人向け防災訓練の実施回数	回	27	0	1	2	3	市民活躍課
2	巡回指導員による相談時間数(延べ時間)	時間	27	377	400	400	400	教育指導課

② 国際交流活動の推進

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市は、昭和 34 年にドイツ連邦共和国のアウグスブルク市と、平成 4 年にはイタリア共和国のヴェローナ市と姉妹都市を提携し、青年使節団の相互派遣などをはじめ、観光や環境、文化、スポーツ分野において積極的に交流を深めています。

市内には、約 3,000 人の外国人市民がおられ、また来訪外国人観光客も増加傾向にあり、市民と外国人の触れ合う機会が多くなっていることから、国際化に対応できる人材を育成し、外国人が訪れやすい環境を整備することが必要です。

また、国際化の進展が地域社会のあらゆる分野で様々な影響を与える中、国際意識の高揚や受入体制の整備、長浜曳山祭の世界ユネスコ無形文化遺産登録と呼応した海外への情報発信など、多様な素材を組み合わせることによる国際化に向けた取組が求められています。

(2) 基本方針

姉妹都市との相互理解を深めるとともに、友好親善の推進とまちの活性化を図るため、姉妹都市との人的・文化的な交流を推進します。また、国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、国際理解を深める教育の充実を図るとともに、地域の協力による様々な交流や体験を通じて、国際社会に生きるための幅広い視野と豊かな人間性を育む機会の創出に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○海外姉妹都市との親善交流や使節団の相互派遣を推進するほか、外国人市民にとっても暮らしやすい多文化共生を促進するなど、国際化に対応した交流社会づくりに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
姉妹都市との交流事業	アウグスブルク市との青年使節団相互派遣やヴェローナ市との文化交流の実施	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30 年度	34 年度	38 年度	
1	長浜市民国際交流協会が催す語学教室の受講者数 (延べ人数)	人	27	2,752	2,800	2,850	2,900	市民活躍課

2. 一人ひとりが主役のまちづくり

2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり

① 市民組織・団体の活動支援

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難な時代の中、市内 24 地区において地域づくり協議会が発足し、地域の実情に応じた取組が進められています。今後、地域づくり協議会を地域の暮らしを支援する運営体として、その機能・取組を強化していくためには、幅広い住民の参画と地域リーダーの育成、さらには、自主的な活動を維持継続させるための仕組みが必要です。

また、NPO 法人をはじめとする市民活動については、市民が自分の住むまちのためにやってみたいことを実現できるよう、ひとづくり、つながりづくり、資金調達など、総合的に応援する機能を充実することが求められています。

(2) 基本方針

地域づくり協議会の組織体制を強化するため、必要となる財源確保とあわせて、地域リーダーとなる人材育成を支援します。また、各地域づくり協議会への地域活力プランナー（集落支援員）の設置を進め、地域住民による課題解決に向けた取組を推進します。あわせて、地域住民自らが思い描く理想のまちづくりが行えるよう、地域内分権を進め、住民主体のまちづくり活動を後押しできる仕組みづくりに取り組みます。

新たに整備する産業文化交流拠点に設置する市民活動センターでは、各種相談機能、人材育成やネットワークづくり機能、さらに、あらゆる世代の人々の活動や交流の場を提供するなど、地域づくり活動及び市民活動を総合的に支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 各種補助制度等の見直しを図り、地域づくり協議会に対する一括交付金化と使途裁量権の付与を行います。
- 地域内での話し合いと施策推進の中心的役割を担う地域活力プランナーの設置を促進します。
- 市民活動センターの整備・運営母体の育成強化を図り、地域づくり協議会及び市民が活動しやすい仕組みを構築します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域づくり協議会活動支援事業	一括交付金化と使途裁量権の付与、地域活力プランナー（集落支援員）の配置、地域づくり協議会連絡会の設立支援	市民活躍課
市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地域活力プランナーを配置した地域づくり協議会数	件	27	0	20	24	24	市民活躍課
2	市民活動センターに登録した市民活動団体件数（累計）	件	27	122	150	175	200	
3	市民活動団体等から市民活動センターへの相談等件数	件	27	0	250	300	350	

② 自治会組織の維持

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

都市化や核家族化、価値観や生活様式の多様化などにより、地域社会が本来備えていた連帯意識やつながりが希薄になりつつあります。

そこで本市では、自治会組織を維持し活動の活発化を図るため、自治会活動を支援し、自治会館の改修・整備についても補助・助成を行っていますが、人口の減少や高齢化、さらに自治会への加入率の低下や役員のなり手不足などから自治会組織が弱体化しており、行政と自治会の役割を明確にし、自治会支援のあり方を検討することが必要となっています。

また、地域コミュニティの拠点となる自治会館の老朽化もみられ、計画的に進められる大規模改修等を支援する必要があります。

(2) 基本方針

市民による住みよい地域づくりに向けて自治会組織を維持・活性化させるため、行政、自治会、及び地域づくり協議会の役割を明確にしつつ、自治会への支援制度の一部を見直すなど、自治会業務の負担軽減を図ります。

また、市民活動センターにおいて地域リーダーや市民活動団体の育成を行うことで、自治会の人材力を高め、市民活動団体との協働を促進できるよう支援を行います。

さらに、老朽化が進む自治会館の長寿命化を図るため、自治会が行う大規模改修等に対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域リーダー育成などの研修会を実施するとともに、自治会加入を促進します。

○自治会に交付している補助制度の一部を見直し、地域づくり協議会への一括交付金化を行うことで、自治会業務の負担軽減を図ります。

○自治会館の長寿命化に向けた補助制度の充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自治会補助金等の一括交付金化	地域に対する補助金等の一本化、交付金化への移行	市民活躍課
自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、バリアフリー化、耐震化等	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	自治会補助金等の一括交付金化に移行した件数(累計)	件	28	1	24	24	24	市民活躍課

③ 市政参画の促進

総合政策部 市民広報課

(1) 現状と課題

本市では、市民との協働のまちづくりを推進するため、広報紙、行政放送、SNS やホームページなどインターネット情報発信ツールや各種メディアを活用し、市政情報のみならず、市民団体の活動など幅広い情報発信に努めていますが、市民の声を聴く機会を増やしていく必要があります。

また、様々な手法をバランスよく用いることにより、市政への参加意識の高揚につながる工夫を凝らした効果的な情報の発信・収集・交流を行う必要があります。

(2) 基本方針

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民説明会やワークショップ等、市民との直接対話をはじめ、市民アンケートの実施やパブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委員の登用など、様々な手法を用いることで市政参画を促進します。

そのため、広報紙や市ホームページ、行政出前講座等の機会を通じて、行政情報の積極的な発信に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○政策の決定においては、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みを作ります。

○市政情報や市民活動情報を効果的に発信し、地域活動や市民参画の機会を拡充します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
座ぶとん会議	市長はじめ市民との懇談を通して生の声を聴き、市民の視点や生活者からの提案等を市政に反映させていくとともに、市民の市政への理解を得ることを目的とする「座ぶとん会議」を実施	市民広報課
情報発信事業	広報紙やインターネットなど、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を展開	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	座ぶとん会議の開催数	回	27	13	15	15	15	市民広報課
2	1ヶ月間の市ホームページ閲覧数	回	27	318,500	330,000	350,000	370,000	

2.2 安心して暮らせるコミュニティ

① 地域見守り活動の推進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

少子高齢化が進む中、本市では、「避難支援・見守り支え合い制度」により、身近な自治会組織が主体となって、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人など、要配慮者に対して災害時のみならず日ごろからの見守り体制を築いているところですが、地域によっては理解や支援の体制が十分でないところもあることから、見守り活動の重要性を啓発するとともに、制度を活用した地域づくりを進めることが求められています。

(2) 基本方針

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちの実現に向け、災害発生時には地域住民が協力して、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支え合い制度」に基づく避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の充実を図るとともに、「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる意義について、より一層の浸透を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 自治会や地域づくり協議会、市民活動団体、関係機関などとの連携を強化し、地域ぐるみでの防災活動を推進します。
- 自助・互助の考え方を基本としながら、身近な自治会組織が主体となって地域ぐるみで防災対策について話し合い、日ごろからの見守り体制を構築できるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
避難支援・見守り支え合い制度	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する仕組みを構築	高齢福祉介護課
地域支え合いづくり促進事業	自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施の支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	避難支援・見守り支え合い制度における登録自治会数の割合	%	28	80.7	83	89	95	高齢福祉介護課
2	地域支え合い促進事業取り組み自治会(地区)数	団体	27	12	40	80	120	

政策2 教育・文化

～健やかで豊かな心が育つ～

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって、豊かな人間性とたくましさを備えた子どもたちの育成に努めます。

また、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会の充実や文化、スポーツ活動の推進に取り組みます。

1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり

1.1 家庭の教育環境の充実

① 家庭教育の促進

市民協働部 生涯学習課
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかしながら、少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、子育てを支える環境も大きく変化し、家庭教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるために親の意識向上が課題となっています。

また、就労している保護者の中には、子どもと一緒に過ごす時間を十分とれない家庭が増加していることから、親子でふれあう機会を提供するなどの取組が求められています。

(2) 基本方針

家庭、地域、学校などの関係機関が連携しながら、親同士が気軽に集い、相互学習や交流のできる場を確保するとともに、「あいさつ」「声かけ」などによる地域におけるコミュニケーションを促進し、家庭教育支援チーム「えがお」の活動を通して家庭教育支援体制の強化を図ります。また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、家庭の果たす役割の重要性を啓発するための取組、親子のふれあいを重視した体験活動を実施するなど、家庭教育の充実に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるため、家庭教育支援講座の実施や講座実施団体への活動支援を行います。

○親子が共に遊びながらふれあい、共感しあうきっかけづくりとなるよう、保護者が子どもに寄り添い、思いを共有することのできる参加型で学びあえる活動の充実に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
家庭の教育力向上事業	小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの発達段階に応じたきめ細かな情報や学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭教育講習の実施	生涯学習課
家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」による育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行	
児童健全育成事業	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			指標項目
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	家庭教育に関する子育て学習講座の依頼数	回	27	29	35	40	45	生涯学習課
2	家庭教育支援チーム「えがお」の会員数	人	27	15	20	25	30	
3	子育て講演会への保護者参加率	%	28	30	40	45	50	

1.2 地域と連携した教育環境づくり

① 地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市では、全ての小中学校において学校運営協議会が設置されており、学校運営や児童生徒の状況、地域の実態などの情報や課題について学校と地域とが共有し、学校運営方針や学校ビジョンの達成に向け、ともに考えていく仕組みを定着させることができました。

今後においても、学校の適正規模などの動向を見ながら、小学校と中学校との連携や近隣の学校とのつながりを視野に入れた取組に加え、地域における社会教育との関わりを強めていくことが必要となっています。また、学校運営協議会や学校支援組織のさらなる活性化に向け、新たな人材の確保が課題となっています。

(2) 基本方針

各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域住民の意見が反映される学校運営に取り組めます。また、学校・家庭・地域社会が一体となって、地域の特色と創意工夫を生かした学校づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○学校運営協議会の活動の充実を図るため、各校での特色ある取組などの情報交換し、交流を推進するとともに、研修の機会を設けます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
活力あふれる学校づくり推進事業	学校運営協議会の代表者会の開催、各校園活動報告集の配布	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値			担当課
		年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1 地域とともに実施する学習活動の回数 (年間1校あたりの平均回数)	回	27	50	55	58	60	教育指導課

1.3 学校の教育環境の充実

① 確かな学力の向上

教育委員会事務局 教育指導課
市民協働部 生涯学習課（図書館）

(1) 現状と課題

少子高齢化や国際化、情報化の著しい進行など、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化する中において、これらに順応し、夢や希望を持ち、力強く生き抜く創造性豊かな人材の育成が求められており、自ら課題を見つけ主体的に課題解決していこうとする意欲や、自他共にお互いの個性や考えを尊重し、協働して課題解決する力を養う必要があります。

子どもたちが自立し、これからの社会を力強く生き抜くためには、学校が中心となり家庭・保護者との連携を図りながら、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育が必要です。

(2) 基本方針

興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、学習の基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。また、子どもの国際性を育むため、小学校から中学校までの9年間を通して特色ある英語教育を実施するとともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。

さらに、すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所において、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、次代を担う子どもたちの成長を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○保幼小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、小学校低学年の指導に重点を置いて基礎学力の定着を目指します。

○英語教育では、小学校において新カリキュラムの定着を図るとともに小中一貫カリキュラムの改訂を行い、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある教育を実施します。

○高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、子どもたちの興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。

○家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保幼小中連携教育推進事業	モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」の作成と今後の学校教育への活用	教育指導課
心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視点に、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進	
英語教育推進事業	国際コミュニケーション能力と国際性育成のための、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある英語教育推進、小学校学級担任の指導力向上、さらに高等学校との円滑な接続の推進	
理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実験講座を実施	
外国人子どもサポート事業	外国人児童生徒の日本語によるコミュニケーション能力と基礎的・基本的な学力獲得のための巡回指導員の計画的な派遣、支援	生涯学習課 (図書館)
つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就学前教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	24	3.14	3.3	3.4	3.5	教育指導課
2	公教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	24	3	3.5	3.6	3.7	
3	市内中学校(3年生)における英語検定3級以上合格の割合	%	27	32	35	37	40	
4	学びの実験室開講数(年間)	回	28	10	35	35	35	

② 教職員の資質の向上

教育委員会事務局 教育指導課（教育センター）

(1) 現状と課題

県の指定研修との兼ね合いを考慮しながら、教職員が所属校園で充実した研修を行うとともに、教職員の世代交代が続くことから、「2、3年次教諭等研修」や「授業力向上支援プロジェクト」等、若手教員の指導力向上にかかる事業の継続実施が必要です。また、教員マイスター制度については、OJT機能を市内全域に広げた利点を生かし、マイスター教員の選定や研修の持ち方等を見直しながら、研修制度としての充実を図る必要があります。

(2) 基本方針

情報教育や国際教育、環境教育、ボランティア・福祉教育、人権教育、食育、健康教育など、社会のニーズや今日的な課題を踏まえた研修を企画・実施するとともに、教職経験に応じた指導力や課題解決力を向上させる実践的な研修を推進することにより、教員の資質・能力向上に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○若手及び中堅教員を対象として、学校の要望に応じて指導員を派遣するほか、教育委員会が認定したマイスター教員が、市内の校園からの依頼に応じて、授業・保育等の公開や懇談を行う取組を通じて、教員の授業力、指導力、学級経営力など、総合的な指導力の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
活力あふれる学校づくり推進事業	市内各校園の若手・中堅教職員の教師力向上のため、小中学校・園からの要望に応じた指導員の派遣、法定研修対象者及び2、3年次教諭を対象とするマイスター教員の授業等参観と懇談の実施	教育指導課 (教育センター)

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	若手・中堅教職員一人あたりの研修受講回数(年間)	回	24	3.18	5	5	5	教育指導課 (教育センター)

③ 安全・安心な学校づくり

教育委員会事務局 教育総務課
教育委員会事務局 教育改革推進室
教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

本市では、学校施設の耐震化事業は全て完了したものの、多くの学校施設で経年による老朽化が進行していることから、今後は学校の適正な配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化を目指した細やかな点検整備と改修を行う必要があります。また、生活スタイルの変化に対応するため、トイレの洋式化や多目的トイレの設置、しょうがいのある児童生徒への対応としてバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、少子化・人口減少社会により学校の小規模化が急速に進んでおり、地域の実情に応じた魅力・活力ある学校教育を推進するため、市内全域を対象とした学校の適正配置や小中一貫教育についての検討が求められています。

(2) 基本方針

将来を担う子どもたちの教育環境を整え、安全で安心な学校生活が送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。整備にあたっては、今後における学校の適正配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化となる改修を行うとともに、生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進めるなど、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。また、安全で質の高い学校給食を提供するため、市北部地域に新たな学校給食センターを整備します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 子どもたちの安全・安心を確保するため、計画的に学校施設の長寿命化に取り組みます。
- 生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を進めます。
- 保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。
- 質の高い学校給食を提供するため、市北部地域に学校給食センターを整備します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的トイレを設置	教育総務課
小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを設置	
小中学校施設の長寿命化事業	施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進	
(仮称) 北部学校給食センター整備事業	老朽化した学校給食センターと3つの自校式調理場を一つに統合し、北部地域の拠点となる学校給食センターを整備	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	小中学校トイレ洋式化整備率	%	27	49.1	90	90	90	教育総務課
2	小中学校バリアフリー化整備率	%	27	47.1	56.6	71.7	81.1	

④ 豊かな心の育成

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

少子高齢化、核家族化にともない人間関係の希薄化が危惧されており、学校における道德教育の重要性が増してきています。

基本的な生活習慣や、社会生活を送る上で備えるべき規範意識、生命の尊重、他人への思いやりなど「豊かな心」を培うとともに、法やルールを遵守し、未来への夢や目標を抱き、人と協調しながら自律的に社会生活を送ることができる子どもを育成することが必要となっています。

(2) 基本方針

道德教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育みます。また、地域の先人の偉業や伝統文化の学習を通して、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに道德教育全体計画及び年間指導計画を全小中学校で作成するとともに、地域と連携するなかで、学んだことを生かして行動できる道德的实践力を高めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○子どもたちが健やかに育つことができるよう、人権感覚や規範意識を高め、道德心を養うとともに、体育や食育を通して、健全な心と体づくりを推進します。

○道德教育の全体計画及び年間指導計画を全小中学校で作成し、道德の授業研究を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
活力あふれる学校づくり推進事業	全小中学校において、道德教育全体計画及び年間指導計画の作成と学校独自の道德教材の活用の向上、道德の授業研究の推進	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	小中学校における学校独自の道德教材の活用率	%	27	95	100	100	100	教育指導課

⑤ 大学等との連携の推進

総合政策部 総合政策課

(1) 現状と課題

少子高齢化の急速な進展など社会の大きな変化を迎え、地域コミュニティや地域の絆の希薄化が懸念される中、地域の課題解決や活性化を図っていくためには、大学を地域の貴重な資源の一つとして捉え、相互の連携・協力を推進していく必要があります。これまでから本市では、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化・スポーツの振興を図るとともに、様々な分野で連携し、課題の解決を図るとともに地域の魅力を高めてきましたが、今後は、より多様な取組を連携して行うことが求められています。

市内には、長浜バイオ大学と滋賀文教短期大学の2校が立地していますが、交通アクセスの良さから両校ともに市外からの通学者が多く、学生が市街地で活発に活動する機会が少ないことから、学生による地域でのイベントの企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NPOなどの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

(2) 基本方針

大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産と捉え、市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興、地域の活性化と魅力あるまちづくりに活かされるよう、大学との連携・協力を推進します。

また、学生による地域との交流や多様な活動への参画を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 課題解決型から踏み出し、課題提起型の大学連携に取り組みます。
- 若い学生が持つ柔軟な発想をまちづくりに生かす仕組みづくりに取り組みます。
- 市内の大学等を卒業する学生の市内での就職・定住を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
大学連携推進事業	包括協定、事業協定、大学間ネットワーク活用による政策の推進	総合政策課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	大学との連携事業の総数	件	27	20	25	28	30	総合政策課

1.4 相談体制の充実

① 相談体制の充実

教育委員会事務局 教育指導課
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など、現代社会の大きな変容の中、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が求められています。

各幼稚園及び認定こども園においては、専属の子育て専門相談員を配置し、日々の子育てに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、保護者へのアンケート結果からは子育て相談の機会を求める要求は大きいものの、実際の相談件数には反映されず、相談活動への理解や利用に対する地域的な差が見受けられます。また、子育て相談活動の充実に欠かせない子育てサポーターの確保が課題となっています。

(2) 基本方針

児童生徒の発達段階や発達課題及び家庭環境等に応じた、きめ細やかな教育相談活動及び多様な専門家の支援による相談体制づくりに取り組みます。また、スクールカウンセラーなどの専門家や関係機関との連携を図ることにより、多様化する悩みに対応し、児童生徒の自尊感情を高め、学校や社会への適応が進められるよう取り組みます。

さらに、子育てに関して不安や悩みをもつ保護者への相談に応じることで、保護者の子育てへの自信や喜びにつながるよう支援するとともに、そのもとに育つ子どもの健やかな成長や健全な発達を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子どもたちが抱える課題の低年齢化等に早期に対応するため、各校園が連携することにより、教育相談体制の充実を図ります。

○保護者の子育て不安の要因を探り、ニーズに対応できる体制を構築するほか、未就園児の保護者に対する子育て支援と子育て不安を解消するための支援活動を充実します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
特別支援教育推進事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	教育指導課
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不適応の改善を目指したスクールソーシャルワーカーの配置	
青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み、及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施	
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施	
教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不適応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施	
子育て相談事業	幼稚園・認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実	幼児課
就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、子育てサポーターの養成、園とサポーターが協力した親子と園児との交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等の実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	学校における巡回相談校(年間)	校	27	20	25	28	30	教育指導課
2	小学校における不登校在籍率	%	27	0.48	0.47	0.46	0.45	
3	中学校における不登校在籍率	%	27	2.11	2.10	2.09	2.08	
4	専門相談員の増員	人	28	10	12	17	17	幼児課
5	新規相談件数の増加(年度別)	回	27	125	150	150	150	

② 質の高い就学前教育の推進

教育委員会事務局 幼児課
教育委員会事務局 教育指導課
教育委員会事務局 教育総務課

(1) 現状と課題

小学校に入学したばかりの子どもの中には、学校生活において不安定になったり上手になじめなかったりする「小1プロブレム」が問題となっています。このことから、幼児期と児童期の教育をスムーズにつなぎ、一貫した流れのなかで一人ひとりの子どもの「生きる力」を育む必要があります。

就学前教育においては、就学までに育てたい姿を示した「長浜市就学前教育カリキュラム」に則った質の高い保育を実践することはもとより、地域の実態や特徴を生かした特色ある保育を実践することが求められています。

また、全ての施設において耐震化は完了したことから、今後は細やかな点検と整備を行い、長寿命化を図る必要があります。

(2) 基本方針

就学前における教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う上で大変重要であることから、生きる力の基礎となる「まなびの力」「かかわりの力」「からだの力」の育成に努めます。特に、長浜市就学前教育カリキュラムに則った保育実践を進めることにより、発達や学びの連続性を踏まえた質の高い就学前教育を推進します。

また、子どもたちの一層の安全・安心を確保するため、計画的に施設の長寿命化に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域性を生かした体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習意欲や活動意欲の基礎となる運動遊びの充実、学びに向かう姿勢や態度の育成に努めます。

○モデル校を指定して保幼小の連携及び小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから小学校の自発的な学びへの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」を作成することにより、今後の学校教育に活用します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保幼小中連携教育推進事業	モデル校（虎姫学区、余呉学区、西浅井学区）での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」の作成と活用	教育指導課
就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラム配付と幼稚園、保育所、認定こども園への指導訪問によるカリキュラムに基づく保育の推進、運動遊び短時間継続プログラムの再編	幼児課
就学前施設の長寿命化事業	長寿命化を目指した点検・整備等を実施	教育総務課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就学前教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	27	3.42	3.45	3.47	3.50	教育指導課 幼児課

2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり

2.1 生涯学習の推進

① 生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

本市では、生涯学習を「市民が、家庭や学校、地域社会において、生涯を通じて自発的な意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事等に活かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行うもの」と定義しています。

少子高齢化や情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会を求める市民のニーズが高まっており、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が切れ目なく、体系的に学ぶことができる生涯学習機会の充実が求められています。そのため、本市では、地域資源を活かし、様々な体験活動を通じて子どもたちの「生きる力」を育む「子ども長浜学」や地域の環境や歴史について学習することで、今後の地域活性化に貢献できる市民の育成をめざす「長浜学」、さらに環境をテーマとして地域の高校や大学、企業、団体等と連携した学習活動を展開する「淡海生涯学習カレッジ」を実施しています。

今後は、市民が自ら学んだ成果を地域の活動に生かすことができる仕組みづくりや、地域における生涯学習を支える担い手を育成する必要があります。さらに、各地域の生涯学習の拠点となる「まちづくりセンター」のより有効な活用が求められています。

(2) 基本方針

市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果が、まちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及・啓発に努めるとともに、あらゆる世代が体系的に学ぶことができるよう学習メニューの充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。また、地域資源の活用や地域の人材や各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域の生涯学習を支える人材の養成に努めるとともに、地域における生涯学習の活動拠点「まちづくりセンター」の充実を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の誰もが切れ目なく体系的に学ぶことができるよう、生涯学習体制の構築と、地域の特性を生かし市民ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。
- 生涯学習の拠点施設となる「まちづくりセンター」の整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の策定及び個別事業を実施	生涯学習課
地域課題に応じた生涯学習事業	地域づくり協議会による指定管理者制度を活用したまちづくりセンターの運営により、地域の課題に応じた生涯学習事業の展開	
生涯学習拠点整備事業	地域の生涯学習活動の拠点となるまちづくりセンターの整備	
生涯学習推進事業（長浜学）	地域の環境や歴史について学ぶことで、今後の地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざし、各種講座やフィールドワーク等の学習プログラムを実施	
生きる力育成推進事業（子ども長浜学）	市内の小学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	指定管理化へ移行したまちづくりセンターの数	館	27	7	9	12	13	生涯学習課
2	長浜学の参加者のべ数	人	27	188	200	220	250	
3	子ども長浜学の参加者のべ数	人	27	149	160	180	200	

② 図書館サービスの向上

市民協働部 生涯学習課（図書館）

(1) 現状と課題

本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館を目指し、サービスの充実に取り組んでいます。一人でも多くの人に図書館を利用してもらえるよう、様々な取組を推進していますが、目標人数の達成には至っておらず、未利用者の利用の促進や、既登録者の継続的な利用につながる資料収集や提供をより充実させる必要があります。

また、様々な事情により来館が困難な人やしょうがいのある人、子育て世代、高齢者、外国語を母語とする人に対する合理的配慮ができるよう、これまで以上にハードとソフト両面の充実に向けた取組が求められています。

(2) 基本方針

市民が自ら学ぶ生涯学習拠点として資料と情報の充実を図り、レファレンス機能を強化することにより、市民に愛され市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」を目指します。

誰もが図書館を利用しやすいようにサービスを向上させるとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所とします。また、赤ちゃんと保護者を対象としたおはなし会の開催など、関係機関や団体とも協力し、親子で過ごす場の場の提供と子どもの読書環境の充実を図ります。

さらに、市内の図書館を統括し、一体的なサービスを提供するための要となる中央図書館を整備するとともに、図書館相互のネットワーク化を進めることにより、市内全域で図書館サービスの質の向上を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○市内にある図書館を統括し、一体的なサービスの提供及び情報の拠点となる中央図書館を整備します。

○中央図書館の整備とあわせて、他の図書館の機能・役割を見直し、ネットワーク化を進めることにより市全域のサービス向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
図書館管理運営事業	中央図書館を要とする市内図書館の体制整備、市民の多様な資料要求に答えることができる図書館資料の充実とレファレンス機能の強化	生涯学習課 (図書館)
つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動の支援	
図書館しょうがい者サービス事業	郵送貸出、LL ブックコーナーの設置、音訳ボランティアの協力による対面朗読や録音資料の製作等、図書館の利用に障害がある人への資料提供	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	1年間に図書館を利用した市民の割合	%	26	15.3	25	25	25	生涯学習課 (図書館)
2	個人貸出冊数	冊	26	1,000,244	1,300,000	1,300,000	1,300,000	

2.2 文化芸術・スポーツの振興

① 文化・芸術の創造と振興

市民協働部 文化スポーツ課

(1) 現状と課題

文化芸術の創造と振興は、地方創生の大きな柱として、まちのアイデンティティを形成し、さらなる魅力を発信する上で大変重要です。また、オリンピックや国体は、スポーツの祭典だけでなく、文化の祭典でもあることから、平成32年（2020）の東京オリンピック・パラリンピックや平成36年（2024）の滋賀国体（第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会）の開催は、スポーツのみならず、長浜の文化芸術の魅力を国内外に発信する好機でもあります。

地域の文化芸術の担い手が求められている中、今後は、子どもや若者を対象とした取り組みに力を入れ、次代の文化の担い手を育成するとともに、文化芸術や伝統行事、町並み、歴史等を地域の文化資産として位置づけ、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 基本方針

個性が輝き、創造性あふれる人づくりのため、優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、創作や発表など市民の文化芸術活動を支援します。

また、地域固有の伝統文化を継承するとともに、各文化芸術団体の支援や、高等教育機関等との連携など、多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくりを進めます。

文化財や多様な地域の伝統行事など文化資産を幅広く活用するとともに、長浜の新たな文化を創造し、積極的に発信していくことで、魅力あるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○次代の文化を担う子どもの育成のため、子どもの創造性を高める取組や、地域における子どもの文化芸術の体験や発表の機会を充実します。

○文化芸術を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、伝統文化・文化芸術を支える人材・団体の育成や地域に根ざした文化芸術活動の拠点づくりを進めます。

○新たな長浜の文化芸術の創造を図るため、若者による新たな文化芸術活動への積極的な支援を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親しんでもらうため、長浜文化芸術会館、浅井文化ホールにおいて質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞や参加体験ができる機会の提供	文化スポーツ課
次代の文化を担う子どもの育成事業	小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体験や専門指導の実施	
若者による新たな文化芸術創造事業	魅力あるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や、東京オリンピック文化プログラム長浜版の企画や新たな市の文化的魅力の開発及び若者への発信	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	文化ホール事業入場者数	人	26	4,332	5,000	5,500	6,000	文化スポーツ課
2	小学生・中学生を対象とした文化芸術体験事業の実施回数(アウトリーチ込)	回	26	10	30	35	40	
3	若者による新たな文化芸術創造事業に参加した中高生の割合(総生徒数割)	%	28	2	15	20	25	

② スポーツ活動の推進

市民協働部 文化スポーツ課

(1) 現状と課題

市民のスポーツや運動への関心が高まっており、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツや運動を楽しむことができる、豊かな環境を整えていく必要があります。

また、これからはスポーツを「する」だけでなく、「観る」（プロスポーツの観戦等）、「支える（育てる）」（指導者やボランティアの育成等）ことも重要な要素として捉え、また、市民のライフステージやライフスタイルに応じた、様々なスポーツ振興策を展開していく必要があります。

(2) 基本方針

スポーツには、人やまちを元気にし、心を豊かにする力があります。また、人と人の交流を促し、地域の一体感や活力を生み、さらなる魅力あるまちづくりにつなげる力があります。平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピック、平成 33 年（2021 年）関西ワールドマスタースゲームズ、平成 36 年（2024 年）滋賀国体（第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会）等を文化スポーツ振興の絶好の機会として捉え、子どもからお年寄りまで、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 市民のニーズを取り入れながら、国体会場及び地域のスポーツ拠点となる総合体育館等の施設整備を進めます。
- 次代を担う子どもや若者、指導者等の育成を進めるとともに、地域スポーツの中核となる総合型地域スポーツクラブの育成及び組織強化を進めます。
- 豊かな大自然を最大限に活かし、アウトドアスポーツを活用した新たな地域振興策を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
北部地域総合体育館整備事業	平成 36 年（2024）開催の滋賀国体における柔道競技会場、及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる北部地域総合体育館の整備	文化スポーツ課
幼少年期スポーツ教室事業	心身ともに健全な子どもの育成を図るため、幼少年期の子ども（5 歳児～小学 2 年生程度）を対象に楽しい運動やスポーツの機会の提供	
ジュニアアスリート育成プログラム事業	滋賀国体開催を控え、運動能力に優れた子どもや長浜出身のアスリートを輩出するため、市内の小学 3・4・5 年生を対象に運動能力向上のための育成プログラムを実施	
長浜市アウトドアフィールド構想の策定	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を展開するための構想を策定	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30 年度	34 年度	38 年度	
1	北部地域総合体育館の利用者数	人	27	20,371	21,000	25,000	30,000	文化スポーツ課
2	幼少年期スポーツ教室参加者数	人	27	1,030	1,500	2,000	2,500	
3	週 1 回以上のスポーツ（軽い運動を含む）をしている市民の割合	%	28	40.3	50	60	65	

2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり

① 青少年の地域活動参加の促進

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

青少年期は、大人への準備期間として人格の基礎を築くとともに、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、将来における自らの人生について考える重要な時期です。しかしながら近年、青少年を取り巻く状況は、いじめやひきこもり、不登校、スマートフォン等を用いた SNS 等への過度な依存など、問題の潜在化・深刻化が懸念されており、指導及び自立支援の体制を強化するなど、早急な対応が求められています。また、地域活動に対する若年層の参加や関心が低下しつつあり、既存の青少年育成団体においてもメンバーの固定化や高齢化が進んでいることから、青少年のニーズにあったイベントを企画・実施するなど、青少年が参加しやすい環境づくりが課題となっています。

(2) 基本方針

青少年の健全育成を図るためには、家庭をはじめとして学校や職場、地域社会、行政がそれぞれの立場から責任を自覚し、互いに協力しながら、社会総ぐるみで青少年にとって必要な環境づくりを進める必要があります。

青少年健全育成の重要性を踏まえ、学習、ボランティア、スポーツ、文化などの活動への青少年の参画を促進するため、青少年のニーズに合った企画を行うとともに、青少年団体の育成・支援や研修会などを通じた指導者の育成やリーダー養成に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 将来の地域づくりを担う地域リーダーを養成するための段階的な体験活動プログラムを開発するとともに、地域の施設や人材などを活用した体験機会の創出を通じて、青少年の自尊感情や郷土愛の醸成を図ります。
- 異年齢の子どもたちが共同生活することにより、社会のなかで自己を律しながら生きる力（責任感・協調性・他人を思いやる力・規範意識・我慢する力など）を育むことができる通学合宿事業を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
青少年リーダー育成事業	中学生を地域で行われる事業に参画させることで、次世代リーダーの育成や、郷土を愛し、将来地域づくりに参画する意欲の醸成を図る	生涯学習課
通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合宿」を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	青少年リーダー登録者数	人	28	28	37	49	58	生涯学習課
2	通学合宿実施地区数	区	28	8	9	10	11	

政策3 健康・福祉

～いきいきと温かく生きる～

地域に暮らす全ての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づくり・予防医療の取組や、地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図ります。また、地域の環（わ）のなかで、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して育てることができ、高齢者世代が知識・経験を生かしていきいきと活動できる環境づくりに向けて、家庭や地域と一体となった取組を進めます。

1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり

1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり

① 子どもの見守り活動の充実

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落とすといった事例が多発しているなかで、本市においてはそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないよう、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校ごとのスクールガードの登録率を児童数に対して25%確保することを目標にしていますが、学校や年度により格差が生じ、一定の登録率を確保することが難しいのが現状です。またスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに推進していく必要があります。

(2) 基本方針

日常生活のなかで、子どもたちが犯罪や事故などに巻き込まれることなくのびのびと育つことができるためには、親だけではなく、地域での取組が大切です。

学校・家庭・地域等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めるため、スクールガードの活動支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。

○活動用具を支援し、活動の充実につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具を整備	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	児童数に対してのスクールガードの登録者率	%	27	24.4	25	25	25	すこやか教育推進課

② 子育て支援ネットワークの整備

健康福祉部 子育て支援課
市民協働部 生涯学習課
市民協働部 生涯学習課（図書館）
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

地域における人間関係やネットワークの希薄化、核家族化における教育力の低下により、子育てに関して悩みや疑問を気軽に相談することができない保護者の増加や、他者とかかわりがもちにくい子どもの増加が見られます。

また、地域ぐるみでの子育て支援を行う仕組みの構築が求められる中、子育てを支援する人材を確保するため、子育てサポーター等を養成し、地域や園などで活躍の場を広げていくことが必要です。

(2) 基本方針

子どもは、本市にとって未来を築き社会を担う“宝”であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが重要です。その実現のために、子育ての基盤は家庭であり、子どもの教育は第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域、さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

このため、保護者を対象とした子育て等に関する相談援助の実施や子育て情報の提供のほか、地域ぐるみの子育てを行うために、子育て支援人材の育成や交流の場の提供等を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域ぐるみでの子育てを支援するために、子育て支援人材を発掘・養成します。

○地域の人々とのふれあい、様々な感動を体験することは、子どもの成長にも、地域づくりにとっても必要であることから、子どもや親、地域の人々との交流の場を提供し、交流を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
つなごう！子どもと本 ～けやきっ子プロジェクト～	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動の支援	生涯学習課 (図書館)
子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催	生涯学習課
児童健全育成事業	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援	幼児課
子ども・子育て支援事業	子育てガイドブックの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施	子育て支援課
地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施	子育て支援課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	子育てサポーター養成講座修了者数	人	27	32	50	60	70	生涯学習課
2	地域との交流活動を行う園数	園	27	20	20	20	20	幼児課
3	子育て拠点事業実施数	ヶ所	27	7	7	7	7	子育て支援課

③ 子どもの虐待を防ぐ地域づくり

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、保護者の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱えているといわれています。さらに、保護者自身の問題や生活上のストレスなどの様々な要因が絡み合い、わが子を虐待してしまう保護者の増加が大きな問題となっています。

その結果、児童虐待やDVの相談件数は年々増加し、複雑かつ多様化しています。また、児童虐待が起きている家庭では、保護者側の要因のみならず児童側の要因がある場合もあり、家庭の実情を十分把握し適切に支援する必要があります。

(2) 基本方針

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図ります。

また、児童虐待の防止に向け、①児童虐待の発生予防、②早期発見・早期対応、③子どもの保護・支援、保護者支援に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○児童虐待に関する相談について、専門性が高く、より質の高い相談体制を整備します。

○子ども家庭相談センター（児相）、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑かつ多様化する相談に対応します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども虐待防止支援事業	関係機関と連携した被害者に対する支援、虐待の早期発見・早期予防、教育や子育てに関わる関係者を対象とした研修会の実施、要保護児童対策を推進するための啓発活動の実施	子育て支援課
養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要にも関わらず支援を求められない家庭・保護者に対し、訪問による適切な育児相談や支援等の実施	
在宅育児者支援事業	育児不安による乳幼児に対する「虐待」を未然に防止することを目的に、生後6か月から1歳6か月の子どもの保護者に対し無料の保育園一時預かり券を交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	虐待件数（過去からの継続指導件数含む）	件数	27	439	400	400	400	子育て支援課

④ 子育て環境の充実

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

近年、核家族化の伸展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを実感できるよう、子育て支援サービスの充実や、子育て相談体制の整備など様々な取組を進めてきました。

今後についても、すべての家庭が安心して子育てができるよう、行政だけでなく、地域全体で取り組んでいく必要があります。特に最近では放課後児童クラブへのニーズが顕著であり、待機児童の解消に向けた取組を進めることが必要です。

(2) 基本方針

子どもが健やかに育つために、子・保護者・地域の皆ながつながり、あらゆる取組を通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていきます。

また、共働き家庭の増加により仕事と子育ての両立を支援する必要があることから、児童が安心して過ごせる居場所づくりや、ひとり親家庭への支援、子育て相談の実施など、すべての子育て世代が安心して子育てできる環境整備を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実を図ります。
- 小規模放課後児童クラブや居場所づくりモデル事業をはじめ、放課後児童クラブの民間委託を進め、待機児童の解消を図ります。
- まち全体で子育てを応援する環境を整えるため、市内のあらゆる施設が子育てにやさしい施設となるよう整備支援を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	子育て支援課
ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域のなかでお互いに助け合いを実施	
子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	放課後児童クラブの開設数	ヶ所	28	19	23	25	26	子育て支援課
2	ファミリーサポートセンター運営事業活動件数	件	27	682	750	818	850	
3	子育てバリアフリー認定施設標示板配置数	枚	28	100	150	250	300	

1.2 子どもが健やかに育つ場づくり

① 子どもの遊び・体験機会づくり

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

公共施設を活用し、地域の人たちの参画を得ながら、スポーツ・文化・自然体験活動や学習支援を行い、子どもたちが心豊かでたくましく育つことができる環境づくりを行っています。しかし、参加者を確保するために、「地域の子どものたちの生きる力を育む」という本来の趣旨に合致しない、子どもが楽しむだけの活動が多くなっています。

(2) 基本方針

子どもたちを取り巻く環境は変化を続けており、子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、学校と家庭と地域住民が協力し、地域の特色を生かした体験的活動や学習支援の提供など、工夫を凝らして地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域における大人と子どもの交流機会を増やし、子どもを育む地域の支援体制の形成を促すため、体験活動や学習支援の継続的な提供を進め、これらに携わる地域の協力者を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども体験活動充実事業	地域住民の協力を得ることで、子どもたちが健やかに成長できる地域環境を形成するだけでなく、地域住民が自らの技術や知識を発揮できる場を創出	生涯学習課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	土曜学び座参加者数	人	27	5,548	5,550	5,560	5,700	生涯学習課
2	土曜学び座のボランティア数	人	27	530	550	550	560	

② 保育所機能の充実

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。

これまでから、保育園等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、こうした背景を反映し、年々、保育所への入所希望が増加し、入所できない待機児童が発生していることから、早急な対応が必要です。

(2) 基本方針

社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、全ての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要なかつ良質なサービスの提供及び教育の充実に向けた環境整備を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○保育ニーズへの対応や、多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援し、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育）の整備等による定員の増加を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。

○保護者の就労状況及びその変化等にも柔軟に対応して子どもを受け入れることができ、子育て支援の中核を担う認定こども園の設置を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保育所等施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援	幼児課
保育所運営支援事業	民間保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所が行う事業への支援	
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、認可外保育所が行う事業への支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	待機児童数	人	28	18	0	0	0	幼児課

③ 結婚支援の推進

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、これまでから農業後継者対策の一環として、地域ごとに結婚相談員を委嘱し、定期的に結婚相談所を開設するなどして結婚支援に取り組んできました。近年では、農村部に限らず全国的に晩婚化・未婚化の傾向が進行しており、少子化や過疎化による地域力の低下が懸念されています。

(2) 基本方針

少子化対策及び地域力の向上を図るため、結婚を希望する市民に対し男女の出会いの機会を創出するなど結婚への支援を充実させます。

(3) 重点的に取り組む視点

○少子化対策や地域力の向上を図るために、市をあげて結婚～出産～子育てと切れ目ない支援を行うなかで、その出発点となる『結婚』を望む人たちへの支援施策を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援の実施	社会福祉課
結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付	
婚活応援セミナー事業	結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーの開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	結婚相談登録者のうち、結婚成立者	人	27	16	16	18	20	社会福祉課
2	婚活イベントでのカップル成立数	組	27	49	50	52	55	

1.3 子育てに関する経済的支援の充実

① 母子保健・医療サービスの充実

健康福祉部 健康推進課

市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

晩婚化や第1子の出産年齢の上昇、核家族化、地域における妊産婦やその家族を支える力が低下しつつあることから、妊産婦の不安や負担が増えてきています。また、新生児訪問における質問票から、産後の育児など何らかの不安を感じている母親がたくさんいることがわかります。このため、妊娠期から出産・育児までの不安や育児負担に対する支援体制を強化するとともに、乳幼児健診の受診を推進することにより、疾病等の早期発見に加え、子育て支援、虐待予防の体制を強化する必要があります。

社会全体で子どもを育てるために、子育てにかかる費用負担を子どもの家庭のみが担うのではなく、子どもにかかる費用は未来のための先行投資と考えていくことが重要です。しかし、限られた予算のなかで、子どもにかかる費用のどの分野を充実させていくのか、出来るだけ偏りのないバランスの取れた施策を考える必要があります。

(2) 基本方針

妊産婦の不安や育児負担を軽減するため、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援を充実し、安心して子育てができる体制を確保します。また、乳幼児健診等で乳児の健やかな成長発達を支援します。

子育て家庭の経済的支援として、就学前児童を対象とした乳幼児福祉医療費の助成を引き続き実施するとともに、義務教育中の入院費を助成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子育てに不安を感じている母親に早期から相談支援を開始するほか、サロン等での相談支援や保護者交流を実施します。また、産後に心身の不調又は育児不安等がある人に対して、日帰り及び宿泊で相談支援を実施します。さらに、乳幼児健診の受診を推進します。

○病気にかかった子どもの医療費を助成することも必要である一方、健康な子どもを育てることも必要であるため、母子保健事業と医療費助成を並行して進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
母子保健事業	不妊不育治療にかかる費用の助成や母子健康手帳・父子手帖の交付、妊婦健診や乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談の実施	健康推進課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠相談や支援、ハッピー子育て事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型）の実施	
福祉医療費助成事業	就学前までの子どもに対する保険適用時の医療費自己負担額の助成	保険医療課
子ども医療費助成事業	就学後、義務教育終了までの子どもに対する入院医療費の助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	3歳8か月健診受診率	%	27	98	95以上	95以上	95以上	健康推進課
2	ハッピーチケット利用率	%	27	25.6	30	35	40	

② 子育てにかかる経済的負担の軽減

教育委員会事務局 すこやか教育推進課
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

人口減少が進むなかで、人口減少に歯止めをかけ、人口の自然増・社会増に繋がる施策を体系的に進めていく必要があります。特に、山間部のみならず都市部においても進行する少子化への対策は喫緊の課題であり、子育てにかかる経済的負担の軽減を進めることで、保護者が安心して子育てができる環境を整えるための施策が求められています。

さらに市民全体で子育てを支援できる環境を整え、若者世代に、安心して子育てができるまちとして選ばれ、定住化を促進できるよう図っていく必要があります。

(2) 基本方針

子育てにかかる経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整備し、少子化対策の推進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 小学校の学校給食費を全面的に支援することで、子どもたちのすこやかな成長を市民全体で支えます。
- 多子世帯の幼稚園・保育園保育料負担を大幅に軽減することで、深刻な少子化や人口減少に歯止めをかけます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民で支える小学校給食費補助事業	小学校に在籍する児童の保護者で、本市に住所を有する者に対して、小学校の学校給食費の保護者負担を補助することで、保護者の経済的負担の軽減・子育て世代の定住化を促進	すこやか教育推進課
多子世帯への保育料軽減事業	年齢及び所得に関係なく、多子世帯の幼稚園・保育所保育料を軽減（第2子児童半額、第3子以降無償）	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市の子育てにかかる経済的負担の軽減策に満足している人の割合 (市民満足度調査)	%	-	-	50	55	60	すこやか教育推進課 幼児課

2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり

2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

① 高齢者の社会参加の促進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手がなく、活動のマンネリ化といった課題のなかで、連合に加入する老人クラブ数や会員数が減少しています。今後は、それぞれの組織の活動の実態を整理するとともに、運営基盤の強化に向けた働きかけを行っていく必要があります。

また、高齢者の社会参加が介護予防につながることから、市民や地域の様々な団体・事業者とともに、高齢者が活躍できる環境の充実や高齢者を支える担い手の育成を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で多様な価値観を持ちながら生きがいのある生活が続けられるよう、高齢者の社会参加を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域の特性に応じて、過度な負担なく、持続的・発展的に高齢者の社会参加に向けた活動が実施していけるよう、老人クラブの活動支援のあり方について検討するとともに、介護保険制度の地域支援事業等を活用し、様々な形で、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。
- 地域サロンなどの住民主体型活動や老人クラブの多様な社会活動を活性化するとともに、専門職の知識や技術を活用した高齢者の居場所づくりに地域と一体となって取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
老人クラブ活動補助事業	老人クラブの活動に要する経費に対する、年間を通じてクラブ活動を支援するための補助	高齢福祉介護課
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援の補助	
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりへの整備、運営補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市補助老人クラブ活動団体数	団体	27	220	220	220	220	高齢福祉介護課
2	地域介護予防通所活動運営補助金交付団体数	団体	28	45	60	88	115	
3	高齢者活躍よりあいどころ整備費補助団体数	団体	28	2	10	15	20	

② 高齢者サービス供給体制の整備

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

高齢化の進展に伴い市内各地域では、生活不安の高まりや社会適応力の減退といった状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。

本市では、「第6期ゴールドプランながはま21（H27～H29）」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「地域支援事業」の充実を図っています。

(2) 基本方針

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、サービスの提供状況や施設の整備状況・利用状況などの地域の特性を把握検証するとともに、必要な場所に必要なサービスを提供することを目指した取組を進めます。

予想される要介護認定者の増加に対応していくため、介護予防や自立支援、自立的生活が社会的に困難な人への支援などの充実を図っていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 住み慣れた自宅で暮らせるよう、引き続き居宅サービスの量の確保と質の向上に努めるとともに、居宅介護（予防）サービス計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整などの支援を行います。
- 日常生活圏域ごとの施設整備状況や利用状況を検証し、必要な場所に必要なサービスを提供します。
- 生活困窮で在宅生活が難しい高齢者や、被虐待者など複雑な課題を抱えた高齢者の生活の場の確保を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	高齢福祉介護課
高齢者地域生活支援事業 (配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、週5回を限度とする昼食の宅配	
高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導	
高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与	
高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成	
高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付	
高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)	心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している高齢者を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス	
高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス事業)	在宅生活での保潔のため、居宅においての理美容サービス(年2回)	
高齢者地域生活支援事業 (福祉電話設置事業)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきり、病弱又はこれに準ずる状態にある人、通信設備を有していない人への電話の設置	
高齢者施設入所措置事業 (養護老人ホーム入所措置)	環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施	
高齢者施設入所措置事業 (虐待防止法措置)	虐待等のやむを得ない事由により居宅での生活が困難な高齢者を特別養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施	
高齢者施設整備支援事業	市内の特別養護老人ホームの新設、増設にかかる建設費の助成	
介護保険サービス給付	所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確保しながら、法令に基づき適正に給付	
地域密着型サービスの整備	地域包括ケアシステム推進とともに、日常生活圏域ごとの整備状況や利用状況の検証による適切なサービス提供の計画、市内への関連福祉施設新設時の建設費、開設準備費の助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地域密着型サービス提供施設	施設	27 まで	32	第7期以降の「介護保険事業計画」の策定において、目標値を設定			高齢福祉介護課

③ 活力ある地域社会づくりの促進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

働く意欲のある高齢者がその能力や経験を生かして生涯現役で活躍し続けられる社会的機能として、シルバー人材センターが、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的、簡易的な就業機会を確保、提供し、また高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進に寄与しています。

少子高齢化・人口減少社会の下で年齢を問わず能力に応じて働くことができる場をつくることにより、高齢者の活躍できる機会の増大を図る必要があります。

また、地域が抱える様々な課題を整理するとともに、課題を地域の力で解決していくため、人材の集約と課題とのマッチングを行い、具体的な雇用につなげる必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が活躍する社会づくりを推進するため、一人ひとりが培ってきた経験や技術をまちづくりに生かせる機会を確保するとともに、本市が直面する地域課題を地域の力を活用して解決していくための取組への支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域課題の解決・持続可能な地域経営に向けて、市民や地域、民間の力を活用した官民パートナーシップを推進します。
- 高齢者が持つ知識・経験や技術を整理・蓄積するとともに、これらの力を積極的に活かした、高齢者が活躍する地域づくりを進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
シルバー人材センター事業運営補助	シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増大を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりの推進を支援	高齢福祉介護課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値			担当課
		年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1 シルバー人材センター会員数	人	27	1,518	1,623	1,763	1,903	高齢福祉介護課

④ 高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

改正介護保険法（平成 27 年 4 月施行）において、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化され、本市では平成 28 年 3 月から事業を開始しています。今後は、高齢者が生きがいをもって活動的に過ごせる環境をつくるため、地域の通いの場の創設や継続的なリハビリテーションの推進を図りながら、生活機能の低下が認められる高齢者への支援を包括的・継続的に実施する仕組みを構築する必要があります。

(2) 基本方針

生活支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築し、高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた取組を進めます。

また、新たな担い手の育成を目的として、住民・事業者・行政等の全員参加型で取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、日常生活支援に携わる人材育成に努めます。
- 高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターと連携して、人と人とのつながりができる通いの場や、継続的に活動する組織を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活支援体制整備事業	生活支援の基盤整備に向け、地域の資源開発や関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを配置し、定期的な情報の共有・共有・連携強化の場として協議体を設置	高齢福祉介護課
介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	地域の多様な主体による多様な生活支援を地域のなかで確保できるよう、サービスの基準や手法の検討、サービス提供者の資質向上に向けた養成研修を実施	
(再掲) 介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援への補助	
(再掲) 高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりへの整備、運営補助	
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防活動支援事業)	高齢者が運動機能の維持向上を図るよう、転倒予防教室を通じた自主グループの立ち上げ支援、介護予防の普及啓発を行う介護予防サポーター育成支援のための研修会や活動発表の場の設定	
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域リハビリテーション活動支援事業)	リハビリテーション専門職が在籍していない通所型の総合事業サービス及び通所介護サービス事業所への専門職派遣、技術的指導や助言等を実施	
地域包括支援センターの運営事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、民間の活力を活用し、5か所で運営	
地域ケア会議推進事業	医療・介護の専門職や地域関係者の協働による、介護支援専門員のケアマネジメント支援、個別ケース検討から共有された地域課題に基づく地域づくりや政策形成の検討	
地域ケア事業 (成年後見)	認知症高齢者など判断能力が不十分で、親族が申立をすることが困難な人に対する、市長による成年後見申立の実施、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用への助成	
地域ケア事業 (衛生材料支給)	所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5で在宅生活者への、紙おむつ及びおむつカバーなどの支給券を交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	住民主体型の生活支援サービス数	ヶ所	28	0	4	9	15	高齢福祉介護課
2	年度内の転倒予防教室の開催を通して新規に立ち上がった自主グループ数	グループ	27	17	10	10	10	
3	地域の転倒予防自主グループの総数	グループ	27	153	180	220	260	

⑤ 認知症高齢者への支援の充実

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

本市の認知症高齢者の推計数は、平成 27 年は約 5,000 人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまで、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態からの支援が多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害への対応を確認しておくなど、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。

また、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスの整備、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。

(2) 基本方針

認知症の人やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らせるまちを目指し、医療、介護、地域の関係機関とのネットワークを形成しながら、認知症の早期診断・早期対応の支援とともに、認知症とその家族を支援する体制づくりを行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、関係機関との連携、地域の実態に応じた支援体制の整備を図ります。
- 認知症の疾患が疑われる人や生活機能障害がみられる人について、早めの診断や対応ができる支援体制づくりを推進します。
- 認知症の症状の悪化を防ぎ、本人らしく自立した生活が継続できるよう認知症の正しい知識とケアの普及啓発、介護サービスの専門職のスキルアップ、地域の見守り支え合い体制の充実に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	高齢福祉介護課
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポート	
認知症高齢者等ほんわかSOSネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症の人を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築	
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	キャラバンメイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者の数	人	27	21,900	27,400	33,400	39,400	高齢福祉介護課
2	支援チームが認知症の疑いがある対象者に、訪問を行い支援した数（年間の新規対象者）	人	27	23	30	30	30	
3	行方不明になられた認知症高齢者等の情報をメール配信し、早期発見につなげるための情報を提供してもらう協力者の数	人	27	500	1,100	1,900	2,700	

2.2 しょうがい福祉の充実

① 「やさしいまち長浜」の実現に向けた体制強化

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人が年々増加することが見込まれる中、しょうがいのある人を取り巻く環境は複雑・多様化しています。しょうがいの有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会を目指すため、市民のしょうがいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮が提供される社会づくりを進める必要があります。

また、関係機関をはじめとする地域の連携や相談支援機能を高めることによって、地域全体でしょうがいのある人を支援する体制を強化する必要があります。

(2) 基本方針

しょうがいのある人もない人も市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活ができる「やさしいまち長浜」を実現するための体制づくりに取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、差別等の解消に向けた取組を推進します。

○地域全体でしょうがいのある人を支えるために、相談支援事業所の連携による相談支援体制の強化等に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
しょうがい者相談員業務委託事業	本人又はその保護者等からの相談に対する必要な指導及び助言、関係機関の業務に対する協力及びしょうがい者の自立と社会参加の増進	しょうがい福祉課
しょうがい者相談支援事業	しょうがい者個々のニーズや特性を把握し、しょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら課題解決を図っていく相談支援事業の充実、新規に設立される相談支援事業所の育成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	各相談員(30名)の相談件数	件	27	50	80	100	120	しょうがい福祉課
2	事業所の拡充によるサービス受給者数	件	27	1,002	1,050	1,100	1,150	

② 地域生活の支援と活動支援の充実

健康福祉部 しょうがい福祉課
市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人の増加により、しょうがい福祉サービス等のニーズが増加、多様化していますが、そのニーズ等を支えるしょうがい福祉サービスの支援可能な量が不足しています。

しょうがいのある人が自分らしく地域で暮らすためには、就労支援、福祉用具、手当、手話等による支援、医療費助成等様々な支援が必要です。また、災害時の避難支援体制の充実が必要です。

(2) 基本方針

しょうがいのある人の地域生活を支えるために、しょうがい福祉サービス事業の拡大をはじめ、様々なニーズに対応できるよう支援の充実を図ります。

また、災害時に介護を要する要配慮者が避難生活を送ることができる指定避難所や福祉避難所の支援体制の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがい福祉サービスを行う事業所に対して、しょうがい福祉サービス事業の拡大を働きかけます。

○しょうがいのある人の医療費、日常生活用具等の支給の継続や、就労支援体制の充実、権利擁護事業に取り組みます。

○福祉避難所等の体制を充実できるよう必需品等の備蓄に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
福祉医療費助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己負担分を助成	保険医療課
しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、人工透析患者通院交通費助成事業、在宅重度しょうがい者通所交通費助成事業、寝具乾燥丸洗いサービス事業、理美容サービス事業	しょうがい福祉課
福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内5カ所に備蓄	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	しょうがい福祉サービス事業所数	人	27	76	80	83	85	しょうがい福祉課
2	備蓄品の確保	人分	27	254	675	675	675	

③ 子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化

健康福祉部 しょうがい福祉課
(児童発達支援センター)
教育委員会事務局 幼児課
健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

本市では、発達に何らかの課題があると思われる就学前の子どもについて、児童発達支援センター等において発達支援や相談支援などを実施しており、幼稚園、保育園等の在籍園においては、加配職員を配置する等の特別な支援を行っています。出生数の減少にも関わらず、特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、今後更に早期支援の充実に取り組むとともに、学齢期以降においても適切な支援を行うことができるよう関係機関が連携していく必要があります。

(2) 基本方針

発達に課題のある子どもが持てる力を十分に発揮し、社会のなかで自分らしくいきいきと生活できるよう、一人ひとりの特性に合わせた専門的な支援を実施します。また、福祉・医療・保健・教育機関が連携して保護者ととともに子どもの育ちを応援します。

さらに、子どもの特性や発達の状況に応じた遊びや活動の充実及びユニバーサルな視点に立った支援の推進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 発達に課題のある子どもへの支援について、教育と福祉などの関係機関が連携強化し、各事業への人的支援や互恵性のある人事交流を継続、拡大し、支援体制の充実と職員の資質向上を図ります。
- 支援の情報を的確に関係機関につなぐことで、将来にわたって一貫した支援を受けられる体制を作ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制及び保育活動の充実を図るとともに、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	幼児課
児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応 保育所・幼稚園等に対する対象児童の集団生活適応のための専門的支援 発達に関する保護者からの相談に応じ、発達検査を実施するなどして子どもの特性を把握し、適切な関わり方をアドバイス	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)
こども療育センター運営事業（わかば園・いちご園）	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせた、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応	
相談支援事業	子どもと保護者に面接を行い、児童発達支援や保育所訪問支援を利用するために必要なサービス利用計画を作成するとともに、通所受給者証の申請手続きを支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就学特別支援検討委員会の実施回数	回	28	7	7	7	7	幼児課
2	就学前特別支援巡回相談回数	回	28	3	3	3	3	

④ 住みよい住宅環境の改善の推進

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

重度しょうがいのある人が過ごす住宅の環境は、敷居やお風呂の段差、和式トイレ、必要などろに手すりがない環境など大変過ごしにくい状況です。

本市では、重度しょうがいのある人の既存の住宅環境の改善に向け、住宅のバリアフリー化に対する助成等を行っています。

(2) 基本方針

しょうがいのある人や社会的に不利益を受けやすい人を特別視するのではなく、社会のなかでみんなが同じように生活を送り、ともに生きることが普通であるというノーマライゼーションの考え方の普及を図るとともに、住宅環境の改善に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○在宅の重度しょうがいのある人の既存の住宅環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、トイレの改修など、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費の一部を助成します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業	在宅の重度心身しょうがい者の日常生活の便宜を図るため、そのしょうがい者の住居を改造するために必要な経費の一部を助成	しょうがい福祉課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業	件	27	9	10	12	15	しょうがい福祉課

2.3 生活支援制度の充実

① 社会保障制度の健全な運営と市民理解の促進

市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加しています。さらに今後も医療費の増加が予想され、国民健康保険の財政状況はより厳しくなる中であっても、安定した運営が求められています。このため、医療費適正化対策を推進するとともに、国民健康保険制度の概要や現状について市民の理解を深める取組が必要です。

(2) 基本方針

国民健康保険制度を持続的・安定的に運営できるよう、医療費適正化対策を充実させるとともに、制度に対する市民の理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 被保険者個人に対する後発医薬品の差額通知や医療費通知等の医療費適正化対策の充実を図ります。
- 医療や健診等の様々なデータを活用し、多角的な視点から効果的・効率的に事業を推進するため、地域づくり協議会や自治会等と連携し、地域の医療費や健診の受診状況、地域ごとの健康課題や特徴を情報提供し共有を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
後発医薬品利用促進事業	後発医薬品の利用促進による医療費適正化を目的に、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知	保険医療課
医療費通知事業	医療機関等への受診状況や患者負担額等を通知し、被保険者の健康や医療に対する理解の促進	
国民健康保険出前講座	ポピュレーションアプローチとして、国民健康保険制度の概要や医療費の状況などを解説するため出前講座等を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	後発医薬品使用率	%	27	53.5	70.0	80.0	80.0	保険医療課
2	医療費通知実施回数	回	27	0	2	2	2	
3	出前講座等の実施回数	回	27	3	5	7	10	

② 自立支援の充実

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

最近の長浜公共職業安定所管内の有効求人倍率は景気回復等により、緩やかに上昇している状況と思われていますが、稼働年齢層の者が一時的な病気療養や世帯の諸事情により離職を余儀なくされ、再就職が困難な者、特に40歳代～50歳代の中高年層に対して、就労支援を積極的に行うことにより、早期自立に向けた取組を行っています。しかしながら、被支援者のこれまでの職業経験からの職種の固定化や、希望職種があっても年齢による制限によって、就労が困難な状況となっています。こうしたことから、再就職が実現せず自立意欲の低下を招く恐れがあるため、新しい職種へチャレンジする意識改革と自立するという意志をいかに継続させ自立に向け支援していくかが課題となっています。

(2) 基本方針

社会的に援護を必要とする生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度を適正に活用するとともに、自立して暮らすことができるよう支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な活用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失の恐れのある者で、要件に該当する者に対し、定められた範囲内で住居確保給付金を貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に支給	社会福祉課
生活保護費給付事業	生活困窮者の最後のセーフティネットとして、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	生活保護率	%	27	9.19	9	9	9	社会福祉課
2	生活保護世帯の自立割合	%	27	27.6	30	33	35	

2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組

① 健康づくりの推進

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

本市の死亡原因をみると、男性は肺がん・慢性閉塞性肺疾患・くも膜下出血、女性では高血圧性疾患・胃がん・心不全・くも膜下出血の割合が国・県の平均より高くなっています。他地域より死亡率が高いこれらの病気を発症させている要因への対策を集中的に行い、重点的で効果的な健康づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

市民が生涯を通じて、自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を知り、健診受診や生活習慣病の改善など身近な健康行動を実践していくための取組を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、がん検診の受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につながるよう支援していきます。
- 生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心をもち、健診受診による疾病の早期発見と生活改善の支援に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
健康増進生活習慣病健診事業	生活習慣病健診の実施による早期発見、重症化や合併症の発症の予防、受診者が健診結果から生活習慣を振り返り改善できるよう支援	健康推進課
健康増進がん検診事業	5大がんの検診実施、効果的な検診受診勧奨と検診を受けやすい環境づくり、市民団体や教育機関等と連携した正しい知識の啓発	
感染症予防事業	広報やホームページ等による感染症予防の啓発、新型インフルエンザ等対策計画に基づくマニュアルの整備、結核健康診断や高齢者の結核の啓発等	
精神保健福祉事業	自殺の減少を目指した、うつに対する正しい知識の普及、専門的な研修を受けたゲートキーパーの育成、悩みを相談できる環境づくりや専門医へつながる連携の構築等	
予防接種事業	予防接種法に規定されている定期予防接種の実施	
小児慢性特定疾患児等支援事業	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付	
健康パークあざい管理運営事業	健康パーク浅井内の温浴・公園施設が、市民の健康、生きがい、保健福祉の拠点となることを目的に、指定管理者による施設の管理運営	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	特定健診等を定期的に受けている人の割合 （健康ながはま 21 策定時アンケート）	%	25	46.6	60	63	65	健康推進課
2	市がん検診のべ受診者数	人	26	14,587	15,100	15,300	15,450	
3	自殺死亡率（人口 10 万対）	人	26	24.43	19	17	15	

② 健康づくりを支援する地域づくり

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

健康づくりの取組は、従来、個人の取組が中心でしたが、個人だけでは解決できないこともあり、地域社会全体で取り組む必要があります。

地域のつながりが健康に影響するといわれ、健康でかつ医療費が少ない地域の背景には「いいコミュニティ」が存在すると言われています。つながりのある地域づくりが、ひいては健康づくりへとつながることから、健康づくりを通じた地域づくり、ひとづくりを実践し、ソーシャルキャピタルの醸成に努めることが重要となっています。

(2) 基本方針

あらゆる世代の人が健康でいきいきと生活できるまちを目指し、個人の生活の質の向上と健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル（人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク）の醸成に努めるとともに、市民が自分に合った健康管理ができ、自分の健康状態を知ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、健康づくりを通じて、地域や世代間の交流、地域や社会のつながりを育み、地域全体が相互に支え合いながら健康を守る環境づくりを重点的に進めます。
- 京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市民1万人の参加を得て実施しているながはま0次予防コホート事業については、10年間で蓄積してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることを目指します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
健康ながはまパートナーシップ事業	地域全体の健康づくりの機運を高め、健診受診促進や生活習慣の改善等の地域の健康づくりを進めるため、地域づくり協議会等の自主的な取り組みを支援	健康推進課
みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	継続して運動する市民を増やし、健康寿命を延ばす取組として、運動のきっかけづくり、習慣作りとなるよう健康ウォーク事業を開催※補助金（H27～29）、大学との研究事業（H26～32）	
長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援	
健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援	
0次予防推進事業	0次健診（初回、5年後）を実施し、結果を市民の健康づくりに役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	自分と地域のつながりが強い方だと思う人の割合 （健康ながはま 21 アンケート）	%	25	51.3	65	65	65	健康推進課
2	徒歩 10 分で行ける所へ出かけるとき、主に徒歩または自転車で行く人の割合 （健康ながはま 21 アンケート）	%	25	男性 48.8 女性 55.7	60	60	60	
3	0次健診の結果から取り組む健康づくり事業数	事業	27	4	6	8	10	

3. 一人ひとりが支えあい・助け合うまちづくり

3.1 福祉を担う人材・団体の育成

① 地域福祉を担う人材・団体の育成

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉活動に関する講座を開催するなど、市民が必要な知識や技術を身につけるとともに、地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援しています。しかし、地域における福祉の推進役（リーダー）の不足や地域の福祉関係団体の会員の減少・高齢化、担い手の不足が問題となっています。

(2) 基本方針

地域コミュニティを基礎として、住民と福祉関係者の協働により地域福祉を推進させるため、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域福祉を担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会が主体的に担っていることから、長浜市社会福祉協議会との連携を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助	
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助	
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜市社会福祉協議会に登録される団体数	団体	26	237	240	243	245	社会福祉課
2	長浜市社会福祉協議会が支援するふれあいサロン（各自治会等における地域の人同士のつながりを深める自主活動）の数	団体	26	165	190	200	210	
3	地域の安心見守り活動協定締結事業者数	団体	27	26	27	28	29	

3.2 地域医療体制の充実

① 地域医療の確保

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

全国的に医師は増えているものの、湖北圏域では医師が不足しており、病院においては閉鎖になった診療科や維持が危ぶまれる診療科も複数あり、安定的な医師確保は困難を極めています。

特に山間へき地の国保直営診療所については、県からの医師派遣がなく、長浜市立湖北病院等からの医師派遣や指定管理者制度により医師を確保していますが、持続可能な医療体制を構築する必要があります。

(2) 基本方針

滋賀県地域医療構想では、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要な医療機能の確保、及び地域包括ケアシステムの構築が求められています。本市においても、人口減少や高齢化の進展が顕著な山間へき地の特性に応じた医療サービスを受けることができるよう、巡回診療体制の維持、在宅医療等の充実を図りながら、医療・福祉・介護関係者等と十分な連携を強化し、地域医療を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

- へき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院と連携し、持続可能なへき地医療の確保に努めます。
- 県、医療機関、医師会等と連携・協議し、本市に必要な医療機能の確保に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
へき地医療体制推進事業	地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進するための、住民や医療・保健・福祉・介護関係者等の連携強化による医療体制の充実	健康推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	山間へき地における常勤医師数	人	28	20	20	20	20	健康推進課

② 地域医療体制の確立

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

本市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期（第一次）救急医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合は、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜市立湖北病院が、重篤な救急患者は、第三次救急医療機関である長浜赤十字病院が受け入れる体制を取っています。

本来重症者の受け入れを対象とする救急外来に軽症患者が受診するコンビニ受診を抑制し、休日の救急受診の全体数を減らすとともに、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応すること等により、休日の診療体制を適正化する必要があります。また、休日に湖北地域の医療機関（市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所）を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合は、小児科は 67%に対し、内科は 31%となっており、特に内科の患者への啓発方法の改善が必要となっています。

(2) 基本方針

地域の限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療体制を確立していくため、状況に応じた医療機関の役割分担を明確にし、疲弊する医師の負担を軽減する仕組みを堅持します。また、適切な受診方法等の啓発により、地域医療に対する市民意識の向上を図るとともに、安心して医療を受けることができる体制を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

○休日に湖北地域の医療機関（市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所）を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
救急医療体制運営事業	市立長浜病院、長浜赤十字病院及び長浜市立湖北病院の救急医療体制整備に要する費用に対する財政支援	健康推進課
長浜米原休日急患診療所運営事業	休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のための休日急患診療所の運営と、その利用促進に向けた広報、出前講座等による市民への啓発	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	休日の医療機関受診者のうち長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合	%	27	48.2	50	50	50	健康推進課

政策4 産業・交流

～まちの魅力が光り活力にあふれる～

農林業や商工業など既存産業の活性化とともに、新エネルギーやバイオ産業など新たな産業の創出・育成と雇用づくり、起業の支援など、地域経済の基盤の安定と振興に向けた取組を進めます。また、歴史・風土・文化に根ざした地域資源を保存し、それらを生かして、地域への愛着や誇りを育みながら新たな魅力を形作るとともに、魅力を生かした交流で賑わう環境づくりに取り組みます。

1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり

1.1 地域産業の振興

① 「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市の創造

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市では、自然や歴史文化などの市内に「あるもの」を有効に活用し、受け継がれてきた生活文化を世界に誇るべき資源として磨くことで付加価値を高めるとともに、従来の地域内取引と合わせて成長する海外市場を積極的に切り拓くことで新たな産業創造に取り組んできました。地域資源を活用した新商品・新技術・新サービスの開発や海外販路の開拓に向けて「ながはまグローバルチャレンジ応援事業」に取り組んでいましたが、近年その必要性が増しているため、制度の継続に向けた検証が必要となっています。また、市内で起業する創業者も増えていることから、起業後のフォローアップなど総合的な対応が求められています。

地場産業については、縮緬産業が年々縮退傾向にあり、従事者の高齢化や後継者難により伝統的な知識や技術の継承が危惧されることから、新商品開発など新たな展開を図る必要があります。

このような状況を打開すべく、（仮称）ながはま産業創造センターの果たす産業振興機能が大いに期待されるところであり、センター運営の中核となる組織の役割と位置づけを整理するとともに、市内3商工会の合併を見据えた産業振興組織の機能強化が必要となっています。

(2) 基本方針

本市が有する多様な地域資源、集積したバイオ関連技術等を生かした新商品の開発、海外への事業展開も含めた販路開拓等の事業を支援します。また、（一社）長浜ビジネスサポート協議会を中心として産学官金が連携し、地域企業を総合的に支援する機能の強化を図るとともに、中小企業の資金的なセーフティネットの制度の維持、市内の意欲ある起業者を支援し地域企業や地場産業の支援を図り、グローバルな視点でもってローカルから展開する「長浜スタイル」による産業振興に取り組むことにより、持続可能な経済基盤の確立を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域資源の活用と中小企業の販路拡大、創業・起業のための人材発掘等の支援を行います。
- （仮称）ながはま産業創造センターをオール長浜の企業を総合的に支援するための機関として機能させるよう取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ながはまグローバルチャレンジ応援事業	多様な地域資源、集積したバイオ関連技術等を生かした新商品の開発、販路開拓等の事業を展開する中小企業に対し支援補助	商工振興課
海外展開支援機関連携強化事業	海外販路開拓連携強化事業を展開する長浜商工会議所に委託し、グローバル産業展開支援事業を実施	
ビジネスサポート協議会推進事業	商工会議所や商工会が一体となって、産学官金が連携し、地域企業の経営支援等を行うとともに、企業の新規創業及び新事業展開を促進するための事業を実施する団体の活動を支援	
地場産業おこし補助事業	濱縮緬の新商品にかかる事業に対する支援を実施	
中小企業振興対策事業	金融審査会の開催、小口簡易資金制度の預託、小口簡易資金損失補償金	
創業支援事業	創業支援事業者が行う創業塾等の推進、創業支援のための融資制度創設、市内で起業を行う事業所(個人)への助成を実施 (U/Iターンを含む)	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	ながはまグローバルチャレンジ応援事業採択件数	件	27	6	8	8	8	商工振興課
2	海外展開支援機関連携強化事業参加事業者数	件	27	6	6	6	6	
3	創業塾の受講者数及び相談件数	人	27	199	250	250	250	

1.2 農林水産業の振興

① 持続できる農業経営への支援

産業観光部 農政課

(1) 現状と課題

農村・農業を取り巻く環境は、米価の低迷による農業所得の減少、耕作放棄地の増加と経営耕地面積の減少、農業従事者の減少・高齢化の進行などのほか、経営規模の二極化や土地持ち非農家の増加により、農地・農業用水等の地域資源の維持管理に支障を及ぼすことが懸念されるなど、厳しい環境に置かれています。地域農業を持続させていくためには、担い手の育成と経営の安定化、農地の利用集積や耕作放棄地を解消する支援や老朽化する農業生産基盤の整備、農地等の多面的な機能の維持が課題です。また、地域農林水産業の振興だけでなく、都市住民との体験交流や滞在や移住などによる農業の多面的な価値を高めることも必要となっています。

(2) 基本方針

地域の産業・食の基盤としてだけでなく、農地の多面的な機能の維持など多様な機能を併せ持つ農業を持続可能なものとして発展させていくため、若者や女性など次代の地域農業を支える多様な担い手を育成・支援します。

また、農業生産基盤の整備や遊休農地・耕作放棄地対策を行うことにより、農地の有効利用と推進品目の拡大や新たな作目の導入支援を進めるとともに、生産者の顔が見える農業や適正な情報開示等により、安全・安心な農産物の生産、販売を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○農業を支える人材育成や持続的な農業の経営に向けた支援と体制づくりを進めるとともに、農地の多面的機能の維持、市民農園等による交流連携に向けた支援や農地の有効活用に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中山間地域活性化推進事業	平地に比べ不利な状況にある中山間地域を支援することにより、遊休農地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る	農政課
農業振興地域整備計画管理事業	農業振興地域整備計画の達成に向けた事業管理を実施	
民営市民農園開設促進事業	市民農園及び滞在型市民農園の実現化に向けた、小谷城 SIC の周辺プロジェクトとの関連を含めた検討	
地域農業担い手支援事業	「担い手」となる人材を確保・育成し、農地を守るとともに、農業者の所得向上と安定を図る	
地産地消推進事業	水田野菜や施設園芸など、高い収益性が期待できる作物の生産振興及び地産地消の推進、6次産業化や農水産物の特産品化支援を行うことにより、農家所得の拡大及び持続的な農業振興を図る	
集落営農活動支援事業	農地集積や集落営農化・法人化など集落単位での営農活動を支援	
経営体育成基盤整備事業	土地改良施設の老朽化に伴う農業生産基盤の再整備を実施することにより、農業経営の安定化と農村の活性化の促進	
農村振興総合整備事業	地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備及び生活環境の総合的な整備を実施	
世代をつなぐ農村まるごと保全推進事業	農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に向け、地域ぐるみで保全する活動を支援	
農業振興対策事業	消費者及び実需者のニーズに即した農産物の振興を図り売れる農産物の生産を支援し、経営の安定を図るほか、遊休農地の解消と抑制を図る	
水産業振興・漁港管理事業	老朽化する漁港等の適正管理とともに、漁場の清掃や稚魚放流により漁場の環境を整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	農業生産法人数	人	27	43	49	55	60	農政課
2	新規就農者数	人	27	41	50	60	70	
3	遊休農地面積	ha	27	51	50	48	46	

② 環境こだわり農業の推進

産業観光部 農政課

(1) 現状と課題

安全・安心な食に対する消費者ニーズが高まる中、本市においては、水稻における環境こだわり農業が定着しているものの、今後はさらなる安全安心への取組が求められています。

(2) 基本方針

食の安全・安心と自然環境の保全に配慮することにより、長浜の農業の個性化・高付加価値化を実現するため、環境こだわり農産物として水稻から野菜栽培への拡大、食味の向上等への取組を推進するほか、有機農産物の生産拡大を目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

○国や県の制度を活用し、環境こだわり農業や有機農業に取り組む農業者への支援を進めることにより、安全安心な農産物の生産拡大に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境保全型農業支払事業	環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	農政課
アグリビジネス推進事業	市域における有機農業の生産拡大に向けた取組を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	環境保全型農業直接払い取り組み面積	ha	27	2,738	2860	3180	3500	農政課

③ 森林整備と林業の活性化

産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

森林資源の活用を進めるためには、需要を拡大していくことが重要であり、本市の森林の特徴を踏まえた利用方法の開発・普及が求められています。市内の林業は主に2つの森林組合によって担われていますが、これらの林業事業体等の経営体質が不十分であり強化が必要です。また、森林施業を計画的に行うためには、森林境界の明確化（集落単位での団地化）を行政と連携して進める必要があります。

(2) 基本方針

豊富な森林資源を活用し、本市が目指す「守り・育て・活かす」緑豊かな森づくりを進めるため、林業の川上（山側生産）から川下（販売利用）までの一貫したシステムの構築を図り、林業による地域循環型の産業振興を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 森林の境界明確化を進めるとともに、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。
- 森林資源の需要拡大を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。
- 次代を担う子どもたちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育むため「木育」の推進を図り、長浜産材の木製品の普及に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
施業集約化事業	「森林法」の改正により、平成31年度までに地方公共団体が整備予定の「林地台帳」を基に、集落単位で施業地を集約化しながら境界を明確化し、施業の推進を図る	森林整備課
自伐型林業推進事業	天然林(広葉樹)の利用促進のため、森林施業機器取扱いや木材搬出技術の講座開催や林家間の情報ネットワーク化により、森林作業者の担い手育成を推進	
木質バイオマス事業推進	市内から搬出されるC材（素材生産量の約50%）の利用促進に向け、新市場の事業支援や公共建築物への木質バイオマスボイラーの導入等を促進	
「木育」推進及び木製品普及事業	市産材を利用した木製品のおもちゃを市内幼児園等へ配布し、啓発講座を進めるとともに、木製品の普及に向けた活動を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市産材素材（丸太）の年間生産量	m ³	27	5,097	20,000	22,000	25,000	森林整備課
2	素材（丸太）生産性	m ³ / 日・人	27	4.3	8	10	12	

④ 鳥獣害対策の推進

産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

ニホンジカ、サル、イノシシなどによる農林業被害は、捕獲数の増加や防護柵整備が進んだことにより、ピーク時の平成 22 年度からは減少傾向にあります。今後においても被害軽減を図るためには、農地に隣接する里山整備や耕作放棄地解消事業とのさらなる連携が必要です。また、カワウによる漁業被害・植生被害については、継続した捕獲実施の効果により減少傾向にあるものの、依然として県の管理計画に定められる目標生息数を超えていることから、継続した対策が必要となっています。

(2) 基本方針

農林水産物への鳥獣被害の防止、軽減に向け、近隣自治体や関係機関と連携しながら、有害鳥獣の捕獲、被害防除、生息地管理を柱とした鳥獣害対策を推進します。特に、被害防除対策である集落環境点検に基づく防護柵の設置については、集落や地域ぐるみでの実施を目指して取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 鳥獣害対策のうち、捕獲や被害防除対策については、引き続き重点を置き推進します。
- 生息地管理については、手入れが進んでいない人工林の管理や農地に隣接する里山の整備保全等の森林整備事業と耕作放棄地対策との連携を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
獣害対策事業	地元狩猟団体への委託によるニホンジカ等捕獲の強化、防護柵整備や追い払い、里山境界での下草刈り等の支援、集落環境点検に基づく対策検討、出前講座による普及啓発活動を実施	森林整備課
竹生島周辺カワウ被害対策事業	竹生島のカワウの大コロニーに対処するため、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、植生被害調査を進めるとともに、銃器によるカワウの捕獲を実施	
水産業振興事業（カワウ駆除）	カワウによる漁業被害の軽減と水揚げの安定を図るため、威嚇用花火による追い払いや、防鳥糸の設置を行うとともに、銃器による捕獲を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	ニホンジカ捕獲頭数（有害捕獲許可＋狩猟分）	頭	27	1,275	2,000	2,000	2,000	森林整備課
2	イノシシ捕獲頭数（有害捕獲許可分）	頭	27	520	600	600	600	
3	ニホンザル捕獲頭数（有害捕獲許可分）	頭	27	114	130	130	130	
4	カワウ捕獲羽数	羽	27	2,848	2,500	1,700	1,200	

1.3 雇用・就労機会の拡充

① 就労機会の拡充

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市では、定住人口の減少とあわせて少子高齢化が進行しており、これに応じて生産年齢人口も減少傾向にあります。若年層は、高校卒業と同時に都市部へ進学あるいは就職することが多く、市内在住の19～22歳人口が少ない状態にあります。また、折からの好況の恩恵を受けられていない地元中小企業は、新規就労の人材が都市部に集中していることから若年労働者の確保が十分にできない状況にあります。

これらの双方の課題を解決するため、地元出身の若年層が地元企業を就労先として検討されるよう、魅力的で効果的な情報発信を行う必要があります。

(2) 基本方針

雇用や経済を取り巻く環境の急激な変化や厳しい雇用状況のもと、地元雇用の拡大と安定化を図るため、地域の企業等と連携・協力し、就労相談体制の整備による就労機会の拡大を図ります。また、企業誘致や起業促進など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 定住人口拡大の観点から、UターンやIターンを希望する若年層を対象として、当地域における「仕事」と「暮らし」について、効果的にPRします。
- 市内の企業で働く労働者が、結婚、出産、子育て、家族の介護など、それぞれのライフステージに応じた働き方を選択することができるよう、企業側の雇用形態の多様化を促進するなど、就労環境の充実に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就職活動支援事業	地元中小企業が学生向け、Uターン希望者の雇用に向けて行う就職面接会の開催、	商工振興課
事業所内託児所支援事業	市内事業所が勤労者の確保と就業の安定化を図るために設置する保育施設の運営に要する経費の一部を補助し、子育て勤労者への就労機会拡大と安定就業の推進、就労環境の向上を促進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就職面接会開催時への出展企業数	者	27	51	50	50	50	商工振興課
2	就職面接会開催時における当日参加求職者数	人	27	95	150	200	250	
3	社内に託児所を設置している市内企業数	箇所	27	2	3	4	5	

2. 新たな産業を創り育てるまちづくり

2.1 新たな活力となる企業の誘致

① 企業誘致の推進

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

不安定な世界経済情勢により、企業は、大規模な設備投資に慎重であり、また、グローバル化に伴い製造拠点が海外へ移転するなど、企業誘致は極めて厳しい環境下にあります。

このような中、本市では、平成14年以降、新たな工業団地の整備を行っていないものの、老朽化した工場や空き工場が増加していることから、その有効活用が課題となっています。

安定した経済基盤のもと、若い人たちや子育て世代が躍動し誇りをもって「住みたい、住み続けたい」と思う魅力あるまちを目指すためには、企業誘致をはじめとした地域の雇用環境の充実が喫緊の課題となっています。そのため、新たな工業団地整備の必要性を検討し、空き用地や空き工場の積極的な活用を図るとともに、引き続き、景気動向の調査や企業の投資動向の把握に努めるなかで、持続可能な地域経済（好循環社会）の実現を目指す必要があります。

(2) 基本方針

海外及び国内の豊かな技術に立脚した企業の立地を促進するため、市内において工場等を新設又は増設するものに対して必要な奨励措置を講ずるほか、企業誘致を積極的に推進するために必要な手段を講じます。また、本市における産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図ることにより、本市経済の健全な発展と経済基盤の安定を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 県支援制度と連携した本社機能移転を含めた企業立地助成制度の運用により、地域産業の活性化と雇用増大を目指します。
- 設備投資の支援等による市内中小企業の活性化を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
企業立地促進事業	①工場等の設置に対する奨励金 市内に工場等を新設した事業者に対し、賦課された固定資産税相当額を助成（本社機能移転含む） ②公的インキュベーションセンターからの移転促進に関する奨励金 公的インキュベーションセンターから移転し、本市に工場等を賃貸した場合に賃借料の一部を助成 上記①または②の助成金を受ける事業者に対して、新規常用雇用者数に応じた額を助成	商工振興課
中小企業設備投資等促進事業	市内の中小企業の事業拡大または高度化のための設備投資に対し、固定資産税相当額を助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	企業誘致件数	件	27	1	1	1	1	商工振興課
2	中小企業設備投資等促進事業指定件数	件	27	2	3	3	3	

2.2 未来につながる次世代産業の育成

① 小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

小谷城スマートインターチェンジ周辺は市域の中心部に位置し、インターチェンジの設置により京阪神や東海、北陸への高速道路アクセスが向上することから、観光・産業振興などに大きな期待が寄せられています。小谷城スマート IC の開通を契機として、IC を活用した地域間の交流促進を図るとともに、民間活力導入による新しいまちづくりや魅力の創出の可能性について、幅広い調査・研究を行ってきました。

その結果、商圏人口が小さく、土地の利用規制の課題が大変厳しいことなどから、大型商業施設や大型物量施設、テーマパーク等の民間進出可能性はきわめて低いと判断されました。しかしながら、民間活力の活用については、地域の基幹産業である「農業」を軸とした地域活性化事業に対して前向きな意向を確認することができました。土地利用規制については、国において地域再生法の一部が改正され、農林水産業の生産・加工・販売施設など、6次産業化にかかる施設等を整備する際の農地転用許可の特例等が設けられました。

本市農業は稲作中心で野菜・花き等は少量多品目であり、また旧町単位で農産物直売所が存在しています。小谷城スマート IC 周辺で「農」を核とした拠点化を進めるためには、直売所だけでなく契約栽培など出口可能性を見極めた生産を行い、農業の高付加価値化による成長産業へ転換させていくことが必要となります。このため、これらの取組の担い手となる人材の育成が急務となります。

(2) 基本方針

小谷城スマート IC 周辺を長浜の「新しい農業」を創造するプロジェクトのシンボルとなる拠점에位置づけて「持続可能なアグリビジネス」を展開するとともに、産学官金が連携し、長浜の新しい農業を創造する拠点づくりに取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 農業界をリードする人材の育成を図ります。
- 地元生産者・民間企業・農業団体・大学・研究機関と連携して、6次産業化につながる作物を研究し、持続可能な農業の確立を目指します。
- 小谷城スマート IC 周辺に市の基幹産業である農業の振興戦略を具現化する6次産業化施設などを、誘導する取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
アグリビジネス推進事業	大学等研究機関との連携による試験農場における高付加価値農産物の実証栽培や人材育成「農業版起業塾：ながはまアグリベンチャースクール」の実施、6次産業化・加工品の高付加価値化・販路拡大等への補助、農業者が取組む新たな作物栽培や販路開拓等への支援、水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業、有機農業検証事業を通じた、持続可能なアグリビジネスを展開	商工振興課
(仮称)小谷城スマート IC 周辺 6次産業化拠点構想の策定	拠点構想を策定し、6次産業化施設などを誘導	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	人材育成塾「ながはまアグリベンチャースクール」受講者数	人	28	26	66	106	106	商工振興課
2	実証栽培の成果を活用して営農活動を行う農家数	件	—	—	21	49	77	
3	6次産業化施設等誘導企業数	件	—	—	1	2	3	

② 大学等研究機関との連携

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

産学官連携のもと、長浜サイエンスパーク内の大学・企業シーズを産業振興及び地域振興に生かしていくため、支援機関、大学、行政で構成する長浜バイオクラスターネットワークを活用し、地域資源とバイオ技術を活かした農林水産・観光、健康・医療、環境分野の支援強化を図るとともに、研究機関や大学の連携推進による新製品・技術開発や起業・第二創業の支援、事業化につながるビジネスマッチング機会の提供などに取り組んできました。しかし、支援機関個々の課題解決には貢献するものの地域企業への波及には至っておらず、支援機関、大学、行政をさらに有機的に連携させ政策を立案していく機能が必要となっています。

(2) 基本方針

これまで取り組んできたバイオ産業の「導く」「育てる」「活かす」を基本とし、産学官金の連携による長浜バイオクラスター推進事業の充実・強化を図ります。また、企業の技術的・専門的課題解決のためのアカデミックシンクタンクとして、長浜バイオ大学や立命館大学、龍谷大学などの教授陣と2つの公的研究機関から構成する「長浜アカデミックサポートチーム（NAST：ナスト）」との連携とあわせて、長浜バイオクラスターネットワークを核としてその機能と連携体制を更に強化しつつ、環境、健康、観光などの産業分野について、地域資源や地元企業の基盤技術と長浜サイエンスパークのバイオ技術を活用した持続可能な産業創出を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○長浜バイオクラスターネットワークの機能強化とともに、地域の農林水産資源と長浜サイエンスパーク等のバイオ技術を活用し、農商工と観光との連携により既存バイオ産業の高付加価値化に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター（NBIC）入居者への支援	商工振興課
長浜バイオクラスター推進事業	①ニーズ・シーズ発掘事業②研究開発・事業化プロジェクト支援事業③ビジネスアライアンス推進事業④地域展開プロジェクト創出・推進事業⑤販路開拓支援事業⑥情報発信・普及啓発事業⑦研究開発事業化プロジェクト構築支援	
創業起業新事業創出支援事業	①起業予備軍の発掘育成②起業支援③販路開拓支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜グローバルチャレンジ応援事業採択数（バイオ分野）	件	27	2	10	18	24	商工振興課

3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり

3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承

① 歴史文化の活用

市民協働部 歴史遺産課

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

地域の子どもたちや一般市民を対象に、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ講座等の開催を行っていますが、より多くの市民の参加を目指し、さらに魅力ある講座を企画するとともに、各種広報媒体を有効活用し市民に広く周知していくことが必要です。また、市内の歴史文化施設の機能強化と利用促進のためには、学芸員の資質向上と研究環境の改善、施設の運営体制や再配置の検討、収蔵スペースの確保・拡大が課題となっています。

(2) 基本方針

市民が地域の歴史文化に興味や関心を抱き、郷土の歴史的資源が身近なものとなり、地域の誇りとなるよう、市内の歴史文化施設と連携のもと生涯学習講座等で取り上げるなど、歴史や文化を伝承し、市民の生涯学習・郷土学習を支援する取組を行います。また、地域の人々が文化財を保存・活用・伝承する営みそのものも「歴史遺産」ととらえ、長浜の歴史遺産を増やしていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 市民各層に向けた地域の歴史文化に関する講座等を開講し、それらの講師となる人材や長浜の歴史や文化を伝承できる人材の発掘、育成に取り組めます。
- 地域の歴史遺産に多くの人々が関わり、地域づくりに活かせるよう、歴史文化施設での展示の充実・活用、入館者の増加、市民協働の普及活動に向けて取り組むとともに、歴史文化を核としたまちづくりを進めるため、長浜市歴史文化基本構想を策定します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
学校伝統文化体験派遣事業 (長浜学：高校生出前講座)	市内の高校において、地域の良さを知り、地域に貢献できる学生を育成するための学習プログラムを各高校と協議しながら実施	生涯学習課
学校伝統文化体験派遣事業 (長浜学：地域活性化のための人材育成講座)	少子・高齢化する地域社会のなかで地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざして、講演会、ワークショップ、フィールドワークを実施	
長浜城歴史博物館管理運営事業	湖北・長浜の歴史・文化に関する展示や資料収集を通して長浜市の魅力を内外に発信、「長浜曳山祭の曳山行事」のユネスコ無形文化遺産登録に対応する企画実施、地域の子どもや市民を対象とした講座等の実施	歴史遺産課
浅井歴史民俗資料館管理運営事業	地域の歴史・文化に関する展示や民俗資料の活用を通して、地域の魅力を内外に発信するとともに、地域の子どもを対象とした体験教室に重点を置いて実施	
高月観音の里歴史民俗資料館運営事業	仏像や地域の歴史・文化に関する展示をととして、本市の特徴のひとつである「観音文化」の魅力を内外に発信、また「朝鮮通信使」のユネスコ記憶遺産登録に対応する企画を行う	
歴史文化施設の管理	長浜市曳山博物館、国友鉄砲の里資料館、富田人形会館、五先賢の館、小谷城戦国歴史資料館、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵、余呉茶わん祭の館、北淡海・丸子船の館、菅浦郷土資料館のより魅力的な運営を行う	
長浜市歴史文化基本構想の策定	地方公共団体の文化財保護行政の基本的構想として、文化財の保存活用の検証と活用施策の方針を示す文化財の総合的な保存・活用計画を定め、あわせて博物館・資料館の利活用計画を作成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜学受講者数	人	27	445	500	550	600	生涯学習課
2	長浜城歴博、浅井歴民、高月歴民、指定管理館の入館者数合計	人	27	185,810	200,000	202,000	206,000	歴史遺産課
3	長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館の3館における友の会会員数	人	27	950	1,000	1,050	1,100	

② 文化財の保護

市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

本市の文化財がユネスコ無形文化遺産（長浜曳山祭）、重要文化的景観（菅浦の湖岸集落景観）、日本遺産（竹生島、菅浦）に指定され、その価値が認められてきました。その一方で、祭りの担い手や用具の修理技術者の不足、集落一体となった保存と活用等への対応、歴史文化を核としたまちづくりの推進といった課題が生じています。

(2) 基本方針

市内に現存する各種分野の文化財の実態を把握する調査を実施し、その価値を把握したうえで、歴史上・学術上において貴重な物件について指定文化財として指定を行い、保存を図りながら、地域振興の核として歴史遺産の活用を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 適切な埋蔵文化財発掘調査の実施と国・県・市指定文化財の保存活用ならびに未指定文化財の指定化に向けた調査を行います。
- 地域住民や団体と密接な連携を図りながら、史跡、文化的景観などの整備活用や、有形・無形の文化財の保存・伝承・活用を担う人材を確保・育成し、歴史遺産を核としたまちづくりを推進します。
- 歴史文化基本構想を策定し、本市における文化財の保護・活用についての基本方針を定めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
埋蔵文化財調査・保護・普及事業	開発などで破壊される埋蔵文化財の発掘調査、調査報告書の作成と記録としての保存、文化財の保存と博物館や資料館などでの積極的な公開による活用	歴史遺産課
指定文化財保存修理事業	有形文化財等の保存修理を支援し歴史的価値を維持・継承	
指定文化財保存伝承事業	民俗文化財の保存伝承活動を支援し、保存・活用を担う人材を確保・育成	
指定文化財保存管理事業	有形文化財・名勝庭園等の日常管理を支援し、これらの文化財を維持	
未指定文化財調査事業	未指定文化財の調査を実施し、歴史的価値の高いものについては、保存の措置を講じる	
史跡等整備・活用事業	専門家や地元住民などからなる委員会を設置し、史跡や文化的景観などの整備や活用を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	指定文化財における年間の保存修理件数	件	27	8	1	1	1	歴史遺産課
2	指定文化財における年間の保存伝承件数	件	27	4	2	2	2	
3	指定文化財における年間の保存管理件数	件	27	15	14	14	14	
4	文化財指定件数	件	27	451	454	458	461	

③ 良好な景観の形成

都市建設部 都市計画課

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

美しい自然景観や歴史・文化によって育まれた都市景観といった長浜らしい景観を次代に継承するため、長浜市景観まちづくり計画に基づいて、良好な景観形成に取り組んでいるものの、近年、景観・歴史資源というべき建築物の建替えや街並みに調和しない建築物等の立地により、これまで良好な景観が阻害されるといった事例も見られています。

このため、今後も長浜らしい美しい景観を守り育てていくため、良好な景観の維持向上に向けた取組を継続的に行っていく必要があります。

(2) 基本方針

長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るため、長浜市景観まちづくり計画における重点区域を中心とした景観保全の取組を進めるとともに、良好な景観を活用して中心市街地及び北国街道木之本宿といったまちの賑わいを守り育てるため、歴史・文化が息づく街並みの整備に向けた取組を推進します。また、景観を阻害する屋外広告物等については、条例による適切な指導を行い、都市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 良好な景観の形成に向けて、景観形成重点区域の新たな指定を含めた景観重点区域における景観まちづくり事業の支援を重点的に進めるとともに、琵琶湖辺における広域的景観形成の取組や違反広告物の是正に取り組みます。
- 市の景観形成基準に基づき、伝統的な街並みの形成や歴史的建造物等の活用に資する改修を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
景観保全対策事業	景観条例による重点区域等の指定に向けた取組	都市計画課
広域的景観形成事業	琵琶湖辺の美しい景観を保全していくための、県及び関係市町との連携による広域的景観形成に向けた仕組みづくり	
景観まちづくり支援事業	景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援	
近隣景観形成事業	知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援	
違反広告物の是正指導	条例に違反して設置されている屋外広告物に対して、指導及び通知による適正化を推進し、まちなみに調和した良好な景観を形成	
伝統的街並み景観形成事業	産業振興推進を図るため商店街の賑わいを創出すべく、中心市街地及び北国街道木之本宿における伝統的な街並み景観を維持または形成するための町家の住宅または店舗の改修事業に対し補助	商工振興課
歴史的建築物保存活用事業	歴史的及び文化的価値を有する建築物を整備し、地域の財産として商業観光推進のために保存し、活用する事業に対し補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	景観条例による広域景観形成重点区域と特定景観形成重点区域の数	区域	27	広域3 特定7	広域3 特定7	広域3 特定8	広域3 特定8	都市計画課
2	違反広告物の是正件数	件	27	54	200	400	600	
3	伝統的街並み景観形成事業・歴史的建築物保存活用事業の実施件数	件	27	4	5	4	5	商工振興課

3.2 移住しやすい体制づくり

① 移住者受入の環境づくり

総合政策部 総合政策課
市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

定住後に地域での活躍が期待できる社会的感度の高い若者を主なターゲットとして、長浜市移住定住促進協議会や滋賀移住・交流促進協議会と連携し、都市部へのプロモーションとともに、移住窓口の整備や移住者の受入れに対する地域の理解を得るなど、移住者の受入体制の整備に努めています。

実際に移住促進を図るうえで課題となるのは、「魅力ある仕事」の存在であり、本市でそういった仕事の間を紹介し、創出することが必要となっています。

(2) 基本方針

本市が狙うターゲットが魅力とを感じるであろう「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力を大都市圏に向けて発信します。また、行政だけでなく、市民自ら地域の魅力を発信できる人材を育成し、継続性あるプロモーションを展開します。

移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者の受入に対する理解を図るとともに、移住の前に希望者と各自治会とのマッチングを図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。

仕事の間を創出については、単に労働だけでなく、「やりがい」や「自己実現」のために働く場を提供する地方発ベンチャー企業の育成を支援し、本市の農林資源や廃校、空き家などを活用しながら魅力ある仕事の間を創出し、移住促進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 写真を通じて地域の魅力を発信し、地域を元気にする「地域の表現者」を育成します。
- 長浜市移住定住促進協議会と連携して、空き家バンクを中心に移住者の受入れを促進します。
- 廃校、空き家を活用した地域活性化の取組をビジネスの視点により行うことで、将来のまちを支える起業型人材を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
廃校や空き家を活用したローカルイノベーションの創出支援	廃校や空き家を活用して、移住者を中心に自らの関心とスキルを活かし起業できるような環境整備、仕組みづくりを行い、地域活性化を図るための支援を実施	総合政策課 関係各課
地域おこし協力隊の受入	都市部からの若者などの人材を積極的に受け入れ、起業家育成を図るとともに定住による地域活動を展開することで、田園回帰の機運を高めるとともに、地域力の維持と活性化を図る	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	40歳代以下の移住件数（累計）	件	27	11	50	100	150	市民活躍課

4. 交流でにぎわう観光のまちづくり

4.1 地域魅力の発見と活用

① 市域一体となった交流事業の促進

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

本市には数多くの地域資源が広範囲に点在し、地域毎に観光 PR や各種イベントが展開されているものの、観光客のニーズや価値観の多様化に対応できていない面があります。また、観光の形態が変化する中、市民の暮らしや年中行事、地域文化、もてなしの心なども「観光都市・長浜」の観光資源として注目されています。また、特色ある地域資源を活かすことにより、観光客にとっても市民にとっても魅力ある観光のまちづくりを市民、事業者、行政が一体となって進める必要があります。

(2) 基本方針

地域の幅広い関係者が一体となって、地域の誇れる資源を掘り起こし、磨きをかけ、テーマやストーリーで地域を繋ぎ合わせることで、長浜ならではの観光地づくりを推進します。また、これまで実施してきた各種イベントについても、地域住民との交流とともに市域外からの集客につながる効果的な事業となるよう連携強化に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域資源を活用した観光イベントの活性化とともに広域的な連携などによる魅力のある観光エリア・周遊ルートの形成を図り、戦略的な情報発信を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民ふるさとまつり支援事業	まつり行事に関する市民協賛の企画実施及びまつりに関する観光宣伝及び啓発の実施	観光振興課
Love for Kohoku	湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が集える事業の推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市民ふるさとまつりにおける連携イベント数と参加者数（年間）	事業人	27	12 300,000	11 300,000	11 300,000	10 300,000	観光振興課
2	Love for Kohoku 参加者数	人	27	2,000	2,000	2,000	2,000	

② 宿泊・滞在型観光の推進

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

本市は、日帰り観光客の入込客数に比較して宿泊客が少ない通過型観光地となっていることから、滞在時間や滞在日数の延長を図り、通過型観光から滞在型観光へと転換することが求められています。また、訪日外国人観光客は増加傾向にあり、本市においても相当数の入込はみられるものの、市内を回遊せずに宿泊のみの来訪に限られる状況にあります。国内外の来訪者から選ばれる観光地となるためには、観光情報の提供やガイド等の人材育成とおもてなし意識の醸成、さらに二次交通の充実や観光トイレ、観光駐車場などの環境整備が必要です。加えて市内には多くの観光関係団体が存立しており、各団体が効果的に機能を発揮することができるよう、団体間の連携・協働を図っていくことが必要です。

(2) 基本方針

「観光都市・長浜」の実現に向け、新たな観光資源の掘り起しを行うとともに、本市の観光を総合的に振興していくため、訪日外国人観光客をはじめとした交流人口の拡大による地域経済の発展という観点も含め、観光による地域活性化とその実現のための取組を示す観光振興ビジョンを策定します。また、観光客が多い市街地（黒壁スクエア周辺）エリアから豊かな自然と歴史が息づく郊外エリアへの観光誘客を図るため、それぞれの観光関係団体と一体となった受入体制を整えるとともに、市民ふるさとまつり支援事業や交通対策の推進により受入れ客数の増加を図ります。さらに、びわ湖・近江路観光圏活性化協議会や北びわ湖国際観光推進協議会を軸としてインバウンド事業や夜の賑わいづくり事業等を展開することにより、宿泊客数の増加を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 多くの観光客が訪れる市街地（黒壁スクエア周辺）エリアから豊かな自然と歴史が息づく郊外エリアへの誘客を図るため、道の駅（浅井三姉妹の郷、塩津海道あぢかまの里、湖北水鳥ステーション）や木ノ本駅、きのもと交遊館の展示などを基点としたガイド、人材育成、二次交通の整備を図ります。
- 観光魅力をさらに高めるため、市民や民間事業者の自主性や主体性を大切にしながら、各店舗や交通事業者、観光協会や社寺などの観光関連団体との連携を強化します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
インバウンド事業	産学官の連携のもと、訪日外国人観光客の受入環境の整備を進めるための機運醸成を図るとともに、情報共有・情報発信により、外国人観光客の誘致を図る	観光振興課
観光誘客促進事業	郊外エリアの地域資源を活用しながら観光誘客を図るため、引き続き地域住民と協議を重ね地域と一体となった受入体制を整備	観光振興課 北部・地域振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	観光宿泊客数	人	27	448,400	470,820	494,361	519,079	観光振興課
2	外国人観光宿泊客数（宿泊客数）	人	27	58,002	60,902	63,947	67,144	
3	ガイド案内者数	人	27	95,928	100,724	105,760	111,048	
4	郊外エリア観光入込客数	万人	27	298	327	359	394	

4.2 地域魅力の発信と交流

① 地域魅力の情報発信の強化

総合政策部 市民広報課

総合政策部 総合政策課

(1) 現状と課題

行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量は年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。本当に必要な情報を、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められていることから、発信すべき情報を整理し再構築する仕組みを早急に確立する必要があります。

また、東京・上野に設置する情報発信拠点「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」の取組をきっかけとして、こうした情報発信拠点を有効に活用することが求められています。

(2) 基本方針

行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を構築することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点とするなど、首都圏において本市の魅力を積極的に発信します。

○SNS やホームページを活用し、市民からの情報が市役所に集まるような仕組みを構築するとともに、情報提供元にもメリットがあるような情報の使い方をすることで、地域の魅力を効果的に発信します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課
首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点として、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	ポータルサイト閲覧者数	人	27	78,000	86,000	88,000	90,000	市民広報課
2	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」入館者数	人	27	0	10,000	—	—	総合政策課

② 地域資源を生かした集客交流の展開

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

歴史文化や自然豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘と育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深掘りを行うなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、競争力の高い魅力ある観光地づくりが必要となっています。

(2) 基本方針

長浜曳山まつりや子ども歌舞伎をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、国内外に向けて広く情報発信していきます。また、官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光振興に取り組むとともに、「石田三成に逢える近江路」として広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 日本遺産に認定された竹生島や菅浦の湖岸集落景観、ユネスコ無形文化遺産に登録された長浜曳山まつり、ユネスコ記憶遺産登録申請中の朝鮮通信使、姉川古戦場・賤ヶ岳古戦場など、数多くの歴史遺産を活用した地域観光戦略を展開し、国内外に向けて広く情報発信します。
- 観光ガイドブック・パンフレットの作成やホームページ等の多様な情報媒体の活用などによる観光情報発信の強化、さらに観光案内所の機能強化や案内標識の整備などによる市内観光案内の充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
歴史遺産活用事業	長浜曳山まつりのユネスコ無形文化遺産登録を契機として、曳山文化をはじめ豊かな歴史遺産を地域の宝・長浜市民の誇りとして、広く国内外へ情報発信するとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進	観光振興課 歴史遺産課
戦国の聖地 長浜事業	姉川の合戦・賤ヶ岳の合戦など数多くの戦が繰り広げられた古戦場や本市出身の有名無名の戦国武将に光を当てたイベント・展示を催すことによる、観光産業の振興及び新たな観光客の誘客	観光振興課 歴史遺産課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	観光宿泊客数	人	27	448,400	470,820	494,361	519,079	観光振興課
2	日帰り観光入込客数	人	27	6,219,000	6,529,950	6,856,447	7,199,269	
3	外国人観光宿泊客数	人	27	58,002	60,902	63,947	67,144	
4	日帰り外国人観光入込客数	人	27	7,687	9,993	12,990	16,887	

政策5 安心・安全

～不安なく穏やかに暮らす～

頻発する様々な災害や事故・犯罪に対応し、有事の際に備えた危機管理体制の充実や、地域の防災・防犯体制の充実に取り組み、災害・犯罪に強いまちづくりを進めます。また、消防や救急体制の更なる充実に取り組み、誰もが安心して安全に生活できる環境づくりを進めます。

1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり

1.1 防犯対策の充実

① 防犯環境の向上

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。少子高齢化や核家族化等により、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民と行政が一体となって安全で住みよい地域社会の実現を目指します。そのため、自主的な防犯活動を推進するとともに、市民意識を啓発し、地域住民の協力を得て、安心で安全なまちづくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域防犯対策及び犯罪防止環境づくり支援並びに自主防犯活動支援を行うことにより、全市的な自主防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るとともに、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを進め、安全で安心なまちづくりに努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯灯設置に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	防犯灯のLED化率	%	27	27.8	90.0	90.0	90.0	市民活躍課

② 防犯活動の強化

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

情報社会を背景として、犯罪の複雑化・巧妙化が度合いを強め、市民生活が脅かされている中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。これまでから本市では、警察をはじめ関係団体や各種防犯団体により、防犯パトロールや啓発活動が活発に行われており、今後もこのような活動を継続的に行っていくことが求められています。

(2) 基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の実現を目指します。また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、総合的な防犯対策を進めていくとともに、市民総ぐるみによる暴力を許さない社会づくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主的な防犯活動を推進するため、防犯意識の普及啓発や自主防犯活動団体の継続的活動への支援、防犯に関する情報の提供、防犯関係機関との連携強化、地域の犯罪につながる危険要因の解消を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯推進事業	安全で安心なまちづくりに向けた自主防犯活動の推進	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜署・木之本署犯罪認知件数	件	27	860	801	801	769	市民活躍課

③ 消費者保護の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

近年の本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、多重債務の相談件数が減少する一方で、スマートフォンの普及に伴うインターネット関連の相談が増加しています。また、電力自由化等の制度の変化に伴い、新たな相談も寄せられていることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。

さらに、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生及び若年層への参加と啓発が課題となっています。

(2) 基本方針

ネット詐欺、悪徳商法などの被害の未然防止や消費者トラブルの解決のため、消費生活相談を充実するとともに、消費者の主体的な学習活動を促進する情報の提供や啓発活動を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

○消費者への学習活動の実施及び情報提供を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
消費生活対策事業	消費者トラブルによる相談窓口の開設、出前講座等による啓発の実施	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	消費学習出前講座参加者数	人	27	685	700	750	800	環境保全課

1.2 交通安全対策の充実

① 交通安全対策の充実

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市では、交通事故のない社会を目指し、長浜市交通安全計画に基づいて各種の交通安全対策に取り組んでいます。交通事故件数と負傷者数は、近年、減少傾向にあるものの、交通事故の発生状況は依然として高い水準で推移しています。また、高齢者の交通事故は県内の平均発生率を上回る状況にあります。

交通事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識高揚が重要であり、市、警察署、関係団体、企業等と住民が連携を密にしたうえで、それぞれの地域の実情に即した各種の交通安全活動・運動を推進していく必要があります。

(2) 基本方針

交通事故がない「安心安全なまち」を実現するため、悲惨な交通事故による死者数の一層の減少を目指すとともに、交通事故の発生そのものの減少に積極的に取り組みます。

自治会、事業所、関係団体、警察、行政等が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民への交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、市民による主体的な交通安全活動を促進します。また、放置自転車の抑制・解消のため、違法駐輪への警告・啓発や積極的な撤去活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域の実情に即した各種の交通安全活動を推進できる人材・団体を支援するほか、安全な公共空間を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
交通安全対策事業	自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動の事業費、必要物品等の購入経費の一部、市内の交通安全協会が行う交通事故防止対策の推進活動を支援	市民活躍課
放置自転車対策事業	駅周辺を中心とした自転車等放置禁止区域にて、公共の場の良好な環境を確保し、安全で快適な市民生活の実現を図るため、警告・啓発及び撤去活動を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	交通事故発生件数	件	27	420	400	380	360	市民活躍課
2	交通安全職域別無事故運動参加申込事業者数	件	27	87	100	120	140	

2. 防災・減災対策の充実したまちづくり

2.1 危機管理体制の強化

① 危機管理体制の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

自然災害や異常気象など、市民の生活を脅かす様々な事象が頻発化しており、予想される災害の把握と防災・減災に向けて、行政や事業者、市民等多くの主体が一体となった危機管理体制の構築が必要となっています。これまで、災害事象に備えたソフト対策を進めていますが、計画の実効性を担保するための実証訓練の継続的な開催と検証が必要となっています。

(2) 基本方針

頻発化する自然災害や異常気象、また、新たな危機事象に対応するため、各種の計画策定や時点修正を行うとともに、計画の実効性を担保するための実証訓練の継続的な開催と、訓練結果の検証による更なる見直しを繰り返すことで、危機管理の精度を高めるとともに、防災体制の確立を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 危機管理体制の強化に向けて、災害対策本部単体での訓練ではなく、他の組織や市民団体との連携を図ることにより、実践を伴った形での対応訓練を実施します。
- 原子力防災については、実動の避難訓練にあわせて、原子力に対する正しい情報や知識の広報に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜市総合防災訓練	大地震等による災害発生時において、本市及び防災機関並びに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を実施	防災危機管理局
長浜市原子力防災訓練	原子力災害発生時において、本市及び防災機関並びに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、原子力防災行動力の向上と原子力防災意識の高揚を図るため、原子力防災訓練を実施	
災害対策本部訓練	長浜市地域防災計画に規定のある災害事象に対処するために設置することとしている災害対策本部について、実災害を想定した各部（各班）の所掌事務や現場対応などを検証、確立することを目的として、総合防災訓練及び原子力防災訓練時に同時に実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜市総合防災訓練	回	27	1	1	1	1	防災危機管理局
2	長浜市原子力防災訓練	回	27	1	1	1	1	
3	災害対策本部訓練	回	27	2	2	2	2	

2.2 消防・救急体制の強化

① 市民消防・防災の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

地域が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）である自主防災組織の活動が、発災時における地域の被害を少なくした事例も多く、その重要性や期待する役割が高まっています。

これまで本市では、住民への防災思想・防災知識の普及をきめ細かく行わないうちに、組織化することだけに注視してきたことから、今後においては真の自主防災組織のあり方や使命を再啓発し、大規模災害が発生したとき、実践的な役割が果たせるような組織として育成、支援することが必要となっています。

(2) 基本方針

ライフラインのシステムダウンや防災機関の活動困難といった状況に備えて、公助による防災対策に加え、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の取組として、自治会や自主防災組織による防災対策の実施や地域内の安全確保の取組に対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主防災の本質としての「自主・独立」の観点から、地域が自ら考え行動できるよう、地域のニーズに合った訓練や出前講座の提供、独自活動や資機材の充実を図るための補助制度の充実など、地域の特性・実情にあった事業展開を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
災害図上訓練実施事業	地域の防災力を高めるため、地区別防災マップや地区避難計画の作成、マップの全戸配布並びにマップ等の電子データ等の提供、自主防災組織の結成促進	防災危機管理局
防災出前講座開催事業	防災意識・知識と地域の防災力を高めるため、自然災害や原子力災害など、地域のニーズや状況に応じた、防災に関する出前講座を実施	
草の根防災育成事業補助事業	地域でのハード面での防災力を高める事業として、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	自主防災組織組織率	%	27	85.4	87	88	90	防災危機管理局
2	防災出前講座	自治会数	27	22	30	40	50	

② 消防・防災施設の維持更新

防災危機管理局

総合政策部 情報政策課

(1) 現状と課題

本市の消防防災施設は、合併以前の旧町毎に導入された個別のシステムを暫定接続したものが導入されており、法規制により平成34年までしか使用できない時限システムとなっています。また、経年による施設の老朽化や、機能が時代遅れとなったシステムなど、更新や補完が必要となっている施設が多くあるものの、市内一律のシステムに刷新・統一することは、旧来からの地域事情や財政的な面からも、困難な状況にあります。

(2) 基本方針

市民の安心・安全を確保するため、消防防災施設の更新や旧システムの補完のための整備計画を策定し、現状の機能を確保しつつ、現有機能の最大限の有効利用や時代に即した新たな手法やシステムなどを取り入れながら施設整備を行います。

また、市民への情報伝達手段としては、現行の防災行政無線のほかに、Lアラートの活用や、平成28年春に改修したメール配信システムの登録者の増加を図ります。さらに、異常気象時や災害時等には市のホームページのトップページに最新情報を掲載するようシステム改修を行うなど、伝達手段の多様化を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○現状機能や規模を維持したうえで、地域のニーズや状況に合った施設整備としていくため、現有施設を最大限に有効活用しつつ、新たな手法や先進事例を取り入れたシステムの構築を行います。特に、基礎自治体としての情報基盤の確立を目指し、防災行政無線戸別受信機の代替補完については、市民の安心・安全にかかる情報伝達として、早急な確立を目指します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
同報系防災行政無線整備事業	屋外拡声子局を整備の基本とし、長浜、浅井、木之本地区は既存のシステムの継続利用。他の地区ではケーブルテレビも活用した形での防災行政無線を整備	防災危機管理局
消防団配備車両更新事業	市内に35台配備している消防団消防ポンプ自動車を1年あたり2台の頻度により更新	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	デジタル無線整備区域内世帯数	%	27	72.1	72.1	100	100	防災危機管理局
2	消防団配備車両の更新率 (団合併の平成23年度を基準とする)	%	27	34.3	51.4	74.3	97.1	

③ 緊急時に備えた体制整備

防災危機管理局

(1) 現状と課題

近年の自然災害や異常気象の頻発、大規模化などに加え、新たに原子力災害への備えも求められる中、災害が発生した時に被害を最小限にとどめるための施策の実行や個別の計画づくりが必要となっています。特に、地域的に発生確率が最も高いとされる「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」について、県による被害想定の見直しが行われ、従前よりも想定数が増加したことから、計画の見直しとその対応が必要となっています。

このような状況の中、行政による公助の対応に加えて、市民や自主防災組織による協力、県や国への協力要請、応援協定市や応援協定締結企業との連携を強化して、体制と装備の整備を行うことが求められています。

(2) 基本方針

いつ、どこで起きるかわからない災害事象に対して、自助、共助による地域対策や個人の取組として要請しつつ、公助としての役割として初動対応としての物資備蓄に取り組むとともに、応援協定市や応援協定締結企業との連携強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○緊急時に備えた体制と装備の強化に向けて、避難路の整備や確保、災害時対応資機材の配備、被害想定に対応した食料品等の備蓄、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、原子力災害時行動マニュアルなどの個別計画の策定に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
食料品等非常物資備蓄事業	少なくとも3日分の食糧備蓄を市民に呼びかけるとともに、地震の被害想定により算定された避難者数に対応できる必要物資の購入、買い替え、流通備蓄の確保等による非常物資の確保	防災危機管理局
防災資機材備蓄倉庫整備事業	指定避難所となっているすべての学校施設(39小中学校)に、災害時対応の非常資機材とその保管庫としての備蓄倉庫を整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	食料品等非常物資の備蓄目標に対する充足率	%	27	48.8	65	80	100	防災危機管理局
2	小中学校指定避難所(39校)への倉庫配備率	%	27	20.5	100	100	100	

政策6 環境・都市

～水と緑に包まれ住まう～

地域が育んできた豊かな自然環境を保全・活用し、次代に継承していけるよう、一人ひとりが身の周りの環境について考え、環境負荷の低減に向けた取組や生活を実践できる環境づくりに取り組みます。また、人口減少社会に対応するかたちで都市基盤や生活環境の維持、地域のコミュニティづくりを進め、それぞれのまちの活力を維持しながら、一人ひとりがつながりをもって生活できる環境づくりに取り組みます。

1. 地球環境にやさしいまちづくり

1.1 低炭素社会の構築

① 総合的な地球温暖化対策の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

平成 23 年の東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により原子力発電所が停止する中、火力発電の占める割合が大きくなっており、温室効果ガス排出量は高止まりの傾向にあります。

国は、平成 42 年（2030）に平成 25 年比 26%削減の目標を決定し、また、滋賀県においては、平成 28 年度に滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定が行われ、新たな削減目標やそれを達成するための取組の検討に加え、新たに気候変動の影響への適応策を検討することとしています。一方、本市としても、現行計画が実情と乖離しているところもあり、国県等の動向をふまえ計画の見直しを図るとともに、主体的で実効性のある施策を着実に展開する必要があります。

(2) 基本方針

長浜市環境基本計画及び長浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、環境保全や地球温暖化防止に関する情報を適切に提供し、市民・事業者と情報を共有するとともに環境教育・環境学習を推進し意識を高めます。また、市民・事業者・行政は、互いに啓発し合い、連携、協働して温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・省 CO₂ 対策及びエネルギー源対策、環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組を効果的に進めるために必要な仕組みをつくります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコクッキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	温室効果ガス排出量	万 t -CO ₂	24	100.2	76.3	69.1	62.0	環境保全課

② 再生可能エネルギーの利活用の推進

市民生活部 環境保全課
産業観光部 農政課
産業観光部 森林整備課
市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

平成 24 年以降、国の施策である再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、本市においても太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進みました。また、平成 27 年 7 月に国の中長期的なエネルギー政策の方向性が示され、今後も再生可能エネルギーの普及拡大を進めていくことが決定されています。

本市においても、地球温暖化防止対策等に有効である再生可能エネルギーの導入をさらに加速させていく必要があります。

(2) 基本方針

安全で永続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築及び温室効果ガスの排出削減に向け、関係部局が連携して再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、導入した再生可能エネルギーを活かし、防災、地域活性化、産業振興、観光振興などにつながる事業を展開します。

(3) 重点的に取り組む視点

○再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するとともに、エネルギー高度利用技術（燃料電池、蓄電池、次世代自動車）の普及に向けた取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
再生可能エネルギー導入促進事業	1 再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 （民間の導入支援の拡大、公共施設における導入促進） 2 バイオマス燃料利用促進事業	環境保全課 農政課 森林整備課 市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	再生可能エネルギー導入量 （資源エネルギー庁発表数値）	万 kWh	27	3,500	5,600	8,108	10,324	環境保全課

1.2 循環型社会の構築

① ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

ごみの分別等により、本市のこれまでの4年間（平成24～平成27）のごみ総排出量と比較すると、家庭系ごみ、事業系ごみともに排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみ総排出量については、平成26年度が35,039tであり、市民1人1日当たりのごみ排出量も平成22年度から24g減少し、湖北広域行政事務センターが定めるごみ処理基本計画目標数値628gを達成しています。湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組んでおり、その結果、ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識も高い状況と言えます。今後は、この高い水準をいかに維持していくかが課題となっています。

(2) 基本方針

環境負荷を低減させ、限りある資源を繰り返し利用する循環型社会を構築するため、ごみの減量化、特に「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の3つの「キリ」による生ごみの減量化やリサイクルなど3R活動（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の実現に向けた市民の主体的な取組を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○ごみの減量化を促進するうえで、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後でも重要になることから、循環型社会への関心を高めるための教育・学習の場の提供や積極的な情報発信を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ごみの適正処理事業	ごみ集積所の整備に対する補助金を交付するとともに、地域・一般家庭に向けたカレンダー用ごみ収集日シールの配布、ごみ分別出前講座、ごみ集積所用カラスネットの無料配布	環境保全課
ごみの減量化推進事業	ごみの減量及びリサイクル推進に向けた活動、ホームページや広報紙等での啓発	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	可燃ごみ処分量（市民1人1日当たり）	g	26	594.4	594	594	594	環境保全課

② 不法投棄対策の強化

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民による環境美化活動が積極的に行われていますが、空き缶等の散在性ごみ、家電製品の不法投棄は減少していない状況です。不法投棄は個人のモラルによるところが大きく、投棄者の特定も難しいため、啓発を効果的に行うことが重要になります。

(2) 基本方針

美しい生活環境を守り続けるため、市民・自治会・事業者・行政さらには県や警察など関係機関との連携により、不法投棄や散在性ごみに対する監視体制の強化と啓発活動の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定をきっかけとして、不法投棄防止の啓発、監視強化に取り組むとともに、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境美化事業	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づき、5月30日、7月1日、12月1日の環境美化の日を基準として、ごみの散乱防止について、地域での環境美化活動の呼びかけやイベントを実施	環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシップ事業	自治会と市との協定に基づき、自治会が行う不法投棄防止パトロール、散乱ごみ収集、啓発活動などの継続的な取組への補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値			担当課
		年度	数値	30年度	34年度	38年度	
きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	件	27	18	21	25	29	環境保全課

③ 公害の未然防止

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における各種環境基準の数値を見ると、市内河川の BOD 濃度（水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量）は 2.0mg/L 以下、SO₂・NO₂・SPM の大気環境基準適合率（環境基準に適合した日数を総測定日数で除したもの）は 100%、騒音に関する環境基準達成率は 96%と、各目標値を概ね達成している状況にあります。

一方、環境にやさしいまちづくりの推進に向けた市と事業者との間での取り決めである環境保全協定は締結事業所数が伸び悩んでいる状況です。引き続き、環境配慮の意識向上に努めるとともに、締結事業所の増加に向けた取組が必要となっています。

(2) 基本方針

公害の発生を未然に防止するため、環境状況の把握に努め、関係機関と連携し、事業活動に伴う公害が発生しないよう、関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

(3) 重点的に取り組む視点

○公害の未然防止に向けて、環境保全にかかる常時監視に加えて、臨時監視や新たな環境問題に即応するための測定体制の整備など環境監視体制の充実を図るとともに、事業所への指導徹底を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境公害監視調査事業	公害のない、良好で安全な環境づくりを進めるための環境状況の把握や関係機関と連携した指導強化 水質調査（河川水質、41 地点）、底質調査（河川底質、4 地点）、大気環境調査（16 地点）、道路交通騒音・振動調査、環境騒音調査（12 地点）、公害苦情への対応・事業所への指導	環境保全課
環境保全協定締結の推進	事業所の環境配慮活動の促進に向けた環境保全協定の締結推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30 年度	34 年度	38 年度	
1	環境公害監視調査地点数	地点	27	73	73	73	73	環境保全課
2	環境保全協定の締結件数	件	27	35	45	45	45	

2. 自然を守り育てるまちづくり

2.1 自然環境の保全

① 自然環境保全の推進

産業観光部 森林整備課

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市は、深い森林から里地の緑、琵琶湖や姉川の水辺などの豊かな環境に恵まれており、これらの自然は、私たちの暮らしや産業活動と深い関わりを持っています。自然環境を守り、活かすには市民とその恩恵を享受する人々の協力が重要であり、人と自然、人と環境との関わりについて理解と認識を深めることが必要です。また、市内の森林資源の保全については、過疎・高齢化が進み地域活力も減退していることから、新たな人材を発掘しながら、育成していく仕組みと支援措置が必要となります。

(2) 基本方針

森林、琵琶湖や河川など豊かな自然を守り生物多様性を高めていくため、多様な自然環境を保全するとともに、衰退した自然の回復や適切な資源活用、外来種対策など、総合的な取組を進めます。

特に、琵琶湖を健全な姿で次代へと引き継いでいくため、「森～川～里～湖」という大きな視点に立って、水質保全対策に取り組むとともに、在来魚の保護をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖との関わりの再生を進めます。また、あらゆる世代を通じて環境学習に取り組むことにより、エネルギー問題なども含めた市民一人ひとりができる環境保全活動の促進に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自然環境の保全を多面的に進めるため、自然環境保全や体験交流に取り組む人材・団体の育成支援に取り組めます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境にやさしい活動推進事業	市民が環境保全を考え活動への参加意欲を高めるため、省エネ活動の紹介や体験学習などを中心とした環境啓発イベントを開催	環境保全課
水生生物調査事業	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	
アメニティ推進事業	快適な環境（アメニティ環境）の保全及び創出を目的にした事業を行う市民活動団体の活動への補助	
里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備に関する講習会の実施。幅広い知識・技術を学ぶことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体の育成	森林整備課
森林環境学習事業（やまのこ）	県内の小学生が森林の大切さを学び、林業や木材業、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむための体験型学習を推進	
森林多面的機能推進事業	自立した森林保全・整備を行う団体育成に向けた、機材購入補助・活動支援	
山門水源の森保全事業	山門水源の森に対する正しい理解、環境保全意識の普及・啓発を推進し、森林保全活動への参加を促進するための支援を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	環境にやさしい活動推進啓発イベント参加人数	人	27	800	800	800	800	環境保全課
2	アメニティ推進事業補助件数	件	27	3	3	3	3	
3	里山づくり講座受講者数	人	27	190	230	270	290	森林整備課
4	多面的機能補助金交付数	件	27	7	10	10	10	

② 市民・事業者・各種団体との協働・連携

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

年度ごとに異なる動植物の分布・生息域を指標とした「身近な自然環境調査」を実施し、5年間（平成23年～平成27年）で751人の市民参加を得ました。市民が人と自然との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。

(2) 基本方針

市民とともに自然環境を守る活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動、市民参加の里山づくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 市民や事業者によって構成される環境保全に関わる各種団体のネットワーク化を図るなど環境まちづくりを進めるための基盤を整備します。
- 自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
水生生物調査事業（再掲）	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることで、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	環境保全課
エコスクール推進事業	学校単独や学校とPTA等との協働で環境学習・環境保全活動に取り組む小・中学校を支援	
自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催	
長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	水生生物調査事業参加者数	人	27	528	550	550	580	環境保全課
2	エコスクール推進事業参加校数	校	27	31	30	30	30	
3	長浜エコネットワーク協議会参加団体数	団体	28	10	15	20	25	

2.2 緑豊かなまちづくり

① みどりの確保と公園の整備

都市建設部 都市計画課
産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

みどりは、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、様々な役割を担っていることから、みどり豊かな環境を次代に継承していく必要があります。また、まちの魅力を高めるうえでも、まちの歴史などを踏まえた景観づくりが求められています。

みどりの空間を守り活かしていくためには、親しみ利用する人の力と、みどりに携わる人材の育成、仕組みづくりが必要となっています。

本市の都市公園の中には、整備後 40 年以上経過している公園もあり、一部の施設では老朽化が顕著になっています。また、近年、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」でバリアフリー化の基準を示し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改定するなど、安全管理面について全国的な見直しが行われるようになりました。

一方で、東日本大震災をはじめとする災害への対応として、防災機能をもった公園施設に注目が集まり、社会的にも都市公園に期待される役割が変化しています。少子高齢化・人口減少社会の中、望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。

(2) 基本方針

「みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑を守り、育み、活かし、質を高めていくとともに、市民が憩い潤い豊かな自然環境を感じることができるまちづくりに取り組みます。

また、都市計画公園については、休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して子どもからお年寄りまで、幅広い市民から利用される憩いとふれあいの場として、社会ニーズを踏まえて計画的かつ適正に整備・配置します。

(3) 重点的に取り組む視点

○緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ことができる人材・団体の育成に取り組みます。

○市民・市民団体・NPO・事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、それら活動に対する助成を行うなど、各主体の自主的な取組に対し、積極的に支援します。

○地域性や利用者ニーズを反映した公園配置に基づき、市民との協働による公園整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備に向けた講習会の実施や、幅広い知識・技術の講座を行うことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成	森林整備課
都市計画公園管理事業	市内の都市計画公園の適正な維持管理	都市計画課
豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備	
都市緑化推進事業	みどりの将来像の実現に向けたアクションプランに基づき、市民等がみどりとの関わりを深め、先人が育んできたみどりを次代へ継承していくたに緑地を確保	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	里山づくり講座受講者数	人	27	190	230	270	290	森林整備課
2	市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	27	13.9	※			都市計画課
3	都市計画区域内における緑地の割合	%	27	73	※			

※みどりの基本計画一部改定予定のため現在調整中

3. 居住環境の整ったまちづくり

3.1 誰もが住みよい居住環境づくり

① 安全安心で魅力ある居住環境づくり

都市建設部 開発建築指導課

都市建設部 建築住宅課

(1) 現状と課題

住民の転出が転入を上回っており、超過抑止と移住・定住促進のために、安全安心で利便性が高く付加価値の高い住宅地の供給・住宅建築へと誘導するための環境整備が必要です。また市営住宅の約4割が耐用年数を経過しており対策を講じていく必要があります。

また住宅の空き家率が増加傾向にあり、これを抑制する一方で、既に発生した空き家を活用した移住に向けて、移住者へのPRと地域の受け入れに対する理解を得る取組が求められています。

(2) 基本方針

開発許可基準の整備（改正）・運用や耐震化に向けた情報提供などを進め、移住・定住につながる安全安心で魅力ある住環境整備を誘導するとともに、空き家の適正管理指導などで空き家発生の抑制を図ります。また、公営住宅の長寿命化、建替え、用途廃止により、適正な管理を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○住環境整備については、開発許可基準の整備（改正）・運用や住宅整備に関する情報提供、改修費用負担軽減制度の構築などに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と適切な運用	開発建築指導課
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震診断員派遣事業）	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士（建築士）の無料派遣	
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震改修等補助事業）	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助（同時実施のバリアフリー改修工事も対象）	
耐震診断、耐震改修等促進事業（既存民間建築物耐震診断補助事業）	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助	
住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした居住促進事業、住宅エコ改修促進事業、定住住宅改修促進事業を実施	建築住宅課
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座（自宅の終活）、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催	
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	開発許可により形成された住宅地の供給量	戸	27	177	200	200	200	開発建築指導課
2	「長浜市の住み心地について」に関する満足度（市民満足度調査）	%	27	86.7	88	89	90	建築住宅課
3	「移住・定住のための居住環境づくり」に関する満足度（市民満足度調査）	点	27	2.8	2.83	2.85	2.88	
4	その他住宅の空き家率	%	25	5.5	5.5 (H32)	5.5	5.5	

3.2 交通体系の整備・維持

① 鉄道の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

平成 18 年秋の琵琶湖環状線開業以降、「北びわこ周遊観光キャンペーン」や「利用客増進プログラム」など、地域の鉄道利用促進に向けた取組を進めてきましたが、景気の低迷や人口減少、車社会の都市開発など様々な要因によって、特に昼間の鉄道利用が伸び悩んでいる状況にあります。また将来、北陸新幹線の延伸等による利用者減少などの厳しい状況も予想されることから、これまでの取組を継続・充実させるとともに、北陸本線及び湖西線のより一層効果的な利用促進が必要となります。

(2) 基本方針

広域交流の促進や環境負荷の軽減、また超高齢社会に対応した広域の交通環境の確保に向けて、利便性の向上と利用促進に取り組みながら、鉄道を基幹とした公共交通ネットワークを構築します。

(3) 重点的に取り組む視点

○北陸本線と湖西線の利便性の向上や、鉄道を活かした地域の振興・活性化につなげる取組により、鉄道利用の促進を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
琵琶湖環状線利用促進事業	地元における利用増進プログラム（小学生の鉄道利用補助、北陸本線利用促進エコポイント、ICOCA 普及等）、北びわこエリアの地域交通活性化を目指した湖北・湖西圏域における情報交換・交流などの推進、湖西線利便性向上プロジェクトチーム発足を契機とした大津・高島・長浜連携による湖西線の利用促進等	都市計画課
駅関連施設維持管理事業	駅施設運営管理業務の委託や施設の修繕など、鉄道駅の適正な維持管理運営	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30 年度	34 年度	38 年度	
1	市内 9 駅 1 日あたりの乗客人数	人	26	8,881	8,900	9,000	9,000	都市計画課

② バス交通の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

バス交通は、地域住民の日常生活の移動手段として重要な役割を果たしています。特に、自家用車などの移動手段を持たない高齢者にとっては不可欠な移動手段として、果たす役割はますます大きくなっています。

本市においては、自家用車の利用が高く、バスの利用者が年々減少している状況にあり、路線バスの運行の確保・維持に向けて、事業者に対しては事業を維持していくための支援を継続するとともに、利用者に対してはさらに便利で利用しやすい運行形態を整えることが必要となっています。

(2) 基本方針

地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、運行路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。また、地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシーと合わせた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。特に、市内を縦断・周遊するバスルートに関する検討を進めます。

○利便性の向上による利用者増と運行事業者の経営が努力により収益性を高め、運行補助の縮減を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	都市計画課
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス事業者に対する補助	
コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行	
デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助	
バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助	
地域公共交通網形成計画策定事業	地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、利便性の高いサービスが受けられるとともに、限られた資源を有効活用した持続可能な地域公共交通網の形成を図るための計画を策定	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	コミュニティバス利用者数	人	27	379,000	390,000	390,000	390,000	都市計画課
2	デマンドタクシー利用者数	人	27	8,000	10,000	10,000	10,000	

3.3 市街地や各地域の整備

① 中心市街地の活性化

産業観光部 長浜駅周辺まちなか活性化室

(1) 現状と課題

本市の中心市街地は、黒壁スクエアに代表されるオールドタウンの再生や個性あるイベントの開催など市民が主体となった独自のまちづくりにより、今日、年間 200 万人もの多くの観光客の来訪をもたらし、商業観光都市を形成しています。一方で、市街地の外延化などにより、中心市街地の居住者は減少し、高齢化する一途となっています。

このため、平成 21 年より中心市街地活性化基本計画を策定し、市民と連携するなかで、観光面では、宿泊施設や回遊性を高める道路の整備などに取り組んできました。また、都市の拠点性の向上や快適な居住環境の形成を目指し、市街地再開発事業などを進めています。

今後、人口が減少し、高齢化が進展する社会では、都市機能の維持を含めた都市経営の観点からも、市民の生活機能を確保するなかで、地域公共交通と連携して、適度に都市機能が集約されたまちづくりを進めることが重要になっています。本市においても、多様な都市機能が集積する中心市街地の役割がますます高まることから、これまでのまちづくりの取組を伸張させるとともに、都市の中核として中心市街地の活力を維持・増大させていく必要があります。

(2) 基本方針

本市の核としての中心市街地の活力を維持・増大させていくため、福祉、医療、商業といった生活機能の充実をはじめ多様なサービス機能がより一層集積するよう誘導するとともに、より質の高い都市空間の創造に向け、市街地整備事業や公共交通の充実などにより都市の安全性や利便性を高める取組を進めます。こうした取組によりまちなか居住を促進し、歩いて暮らせるまち、市民が集うまちを目指します。

また、町家の利活用やそれによるまちなみの維持・保全を促すとともに、まちなかに少ない緑の空間づくりなどによりまちの質や快適性を高め、美しく住むことが誇りと感じられる市街地づくりを推進します。

一方で、本市全域の地域資源の資産化に取り組むなど、本市固有の魅力を高め、感動と楽しみのある中心市街地を形成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○持続可能な都市核づくりに向けて、長浜駅周辺整備と連動したエリアマネジメントや、長浜ならではのライフスタイルのブランド化の実践、まちなか居住の促進と地域内交通の検討に重点的に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中心市街地活性化推進事業	本市固有の生活文化が息づき賑わいに満ちた中心市街地の形成を図るため、地域内資源を資産化して内外に発信する取組を推進	長浜駅周辺まちなか活性化室
長浜駅周辺整備事業	長浜駅周辺で進めてきた都市再整備事業完了後の駅周辺エリアマネジメントを、民間主導で実施する新たな枠組みを形成し、民間活力を最大限発揮するまちづくりの推進と、長浜駅北地区整備事業の実施	
まちなか居住推進事業	まちなか居住重点区域における住宅新築や空き家の流動化に向けたインセンティブ制度を継続し、定住・移住を促進するとともに、町家の空き家活用を促進し、歴史的景観を生かした長浜らしい住環境を創造する取組を官民協働で推進	
中心市街地整備事業	中心市街地において、防災性や土地の高度化利用の観点から不健全な状況にある街区の再整備を促進し、防災性向上及び都市機能の再構築に加え、居住機能や商業機能等の新たな魅力をあわせもった一体的なまちづくりを推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	歩行者・自転車通行量	人	24	35,018	36,800 (H30)	36,800	36,800	長浜駅周辺まちなか活性化室
2	宿泊者数	人	24	410,000	420,000 (H30)	420,000	420,000	
3	市全体に占める中心市街地の居住人口の割合	%	24	8.04	8.17 (H30)	8.17	8.17	

② 市北部地域の活性化

北部振興局 地域振興課

(1) 現状と課題

本市の北部地域では、地理的には広大な地域に集落が散在し、気候的には冬の降雪量が非常に多いなどの特性があるため、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が衰退していくことが懸念されており、人口規模の維持と、地域の将来を担っていく人材の育成が必要となっています。

(2) 基本方針

豊かな自然が広がる北部地域では、農業・林業・漁業などの一次産業をはじめ、製造業や加工業、サービス業など、人々の生活を支える産業活動が日々営まれています。また、水源のかん養や多様な生態系、国土保全など多面的な機能があり、美しい景観と伝統的文化が現代に継承されている貴重な地域でもあります。

これら貴重な資源を守り次代に伝えとともに、資源を活用して都市住民と地域住民が気軽に触れあえる集客交流環境を創出することで、誰もが誇りをもって生活できる「活気に満ちた地域づくり」を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきた様々な観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを創出します。
- 地域おこし協力隊の活動支援など、若者からの地域の活性化を図り、北部地域全体の一体感ある地域振興を展開します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	北部振興局 地域振興課
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施	
地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進	
北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光イベントを開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	北部地域への空き家利用による移住者数	世帯	27	8	5	5	5	北部振興局 地域振興課
2	北部地域の観光入込客数	万人	27	201	221	243	267	

4. 生活基盤の整ったまちづくり

4.1 社会資本の整備

① 総合的・計画的な土地利用の促進

総合政策部 総合政策課

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

少子高齢社会、人口減少時代の到来や地球環境問題の深刻化、高度成長期以降に整備した社会インフラ、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の空洞化など、本市を取り巻く様々な環境の変化に対応していくことが急務となっています。

また、近隣市町及び三大都市圏への転出超過傾向にあることから、その対策が求められています。

このような状況のなかで、本市が将来にわたり発展していくためには、長期的視点のもと、持続可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図っていくとともに、本市への定住化に向けた基盤整備を行う必要があります。

(2) 基本方針

国土利用計画や都市計画マスタープランなど、土地利用の基本となる各計画に基づき、産業活力の増進と自然・田園地域の保全、良好な居住環境の維持・創出など地域バランスに配慮しつつ、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図っていきます。

土地利用にあたっては、地域の合意形成を図りながら地域の実情や特色に即したものとなるよう、計画的な促進を図ります。

また、市内での定住化に向け、市南部地域における計画的な市街化を誘導していくこととします。

(3) 重点的に取り組む視点

○中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能が集積している既存の都市拠点を核とし、これらが鉄道・道路などの軸でつながり連携する「集約型多核都市構造」の実現を目指します。

○中心市街地である長浜駅周辺は、本市最大のターミナル拠点として、12万都市にふさわしい都市機能の集積や整備を推進します。

○地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。

○田村駅周辺を中心とする市南部地域について、人口流出を止めるダム機能と、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点として位置付け、計画的な市街化に向けた取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	総合政策課 都市計画課
田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本構想に基づく基本計画を策定し、当該地域の計画的な市街化を推進	都市計画課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市の利用目的に応じた区分ごとの規模 (市域面積 68,079ha) :宅地	ha	27	3,030	3,040	3,080	3,110	総合政策課
2	市の利用目的に応じた区分ごとの規模 (市域面積 68,079ha) :農用地	ha	27	8,023	8,008	7,960	7,900	
3	田村地区への転入人口(累計)	人	27	—	—	125	380	都市計画課

② 道路等の整備

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市の道路は、幹線道路に比べ身近な生活道路の整備が遅れており、災害や緊急時に強い道路や高齢化社会に対応した利用しやすい道路整備などが求められています。また高度成長期に集中的に整備された道路の老朽化や交通量増加、車両の大型化等により道路の補修サイクルの短期化なども顕在化しています。これらの状況に対応するため、地域で必要とする最適な道路ネットワークの形成と効率的な維持管理を行うことにより、利便性の高い道路整備が必要となっています。

(2) 基本方針

市道の再編を計画的に進める中、地域にとって必要な道路や重点事業に伴う道路の整備を効果的かつ効率的に行うとともに、老朽化した道路構造物の長寿命化等を図るため、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全型」の道路整備・管理へと転換を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○道路事業の推進に不可欠な地籍調査を進めるとともに、地域住民からのニーズ等を的確に判断した優先順位に基づく計画的な整備や維持・修繕を行います。また、冬期における効果的な雪寒対策に向けた見直しに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地籍調査事業	合併以前の登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れた新規地区の調査を推進	道路河川課
幹線市道等整備事業	合併以前に計画された未整備路線の事業整理とともに、整備必要路線は用地交渉を含め実施。また新規計画路線については、長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を推進	
道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険箇所等の早期発見と適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化のために市道沿線の除草、清掃を実施	
雪寒対策事業	道路除雪、消融雪施設の稼働、路面凍結防止の作業を柱に市道の安全な交通確保に努めるとともに、除雪運行管理システムの導入と雪寒対策の見直しを実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地籍調査（遅延地区）解消地区数	地区	28	0	7	1	0	道路河川課

③ 橋梁修繕の推進

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市には1,195橋の道路橋がありますが、その多くが高度成長期に集中的に整備されており、今後、橋梁の老朽化が大きく進行する見込みです。修繕や架け替えに伴う費用の増大が予測されることから、計画的な予防保全対策が重要となっています。

(2) 基本方針

道路を構成する代表的な構造物である橋梁について、建設から50年を超えるような老朽化した橋梁が増加し、適正で効率的な維持管理が求められています。長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検及び長寿命化対策として予防保全型の整備手法を取り入れた橋梁の修繕を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○従来の対処療法的な修繕から予防保全型対策に転換し、点検—診断—措置—記録というメンテナンスサイクルを確立し、計画的な維持管理を実現できるように取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
橋梁長寿命化修繕事業	長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕可能な橋梁は適切な修繕工事を実施し、修繕ができない橋梁については、地域との調整を図りながら架け替えも視野に入れた対策を実施	道路河川課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	橋梁長寿命化修繕点検橋梁数	箇所	27	200	200	200	200	道路河川課

④ 下水道の整備

都市建設部 上下水道課

(1) 基本方針

本市の公共下水道及び農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増大する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増しています。

(2) 現状と課題

「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」をめざし、農業集落排水事業の流域下水道への接続を進めるとともに、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 処理原価の高い農業集落排水事業は、処理原価の安い公共下水道への統合を進めるため、供用後30年を経過した地区から順次接続を実施します。
- 施設の老朽化等の状況を把握し、適切に管理するとともに、経営状況を明確化するため、地方公営企業法の適用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
下水道事業法適化移行事業	下水道資産の老朽化状況や経営実態を把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、発生主義・複式簿記に基づく予算決算制度の採用や各種財務諸表の作成など公営企業法の適用を推進	上下水道課
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後30年を経過した地区から公共下水道への接続を実施	
公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道施設長寿命化計画に基づいた適正な維持管理	
雨水渠整備事業	想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	水洗化率	%	26	92.1	93.7	95.2	96.8	上下水道課
2	汚水処理原価（全体）	円 / m ³	26	518	524	511	460	

4.2 地域情報化の推進

① 地域情報化の推進

総合政策部 情報政策課
都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

職員数の削減など自治体としての省力化を図りつつ、さらなる迅速化・正確性の確保のために、情報の自動連携や自動発信、情報の公開など、情報サービスの質を高めることが求められています。

特に、情報サービスの提供に際して、今後は、普及が進むスマートフォン等、より一人ひとりに身近な ICT 機器を通じた情報提供と意見収集など相互の情報交換を行っていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

社会がめまぐるしく変化し、地域での市民生活もますます多様化・高度化していくなかで、これからのまちづくりに向けた ICT の利活用を積極的に進めていくとともに、ICT の恩恵を市民生活に取り込んでいく施策を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○市民生活に関わる多様な情報を地図情報と連携しながら可能な限り最新の状態で提供できるよう、庁内での情報連携を行いながら、市民公開 GIS の情報更新と広報周知を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
IT 推進事業	ホームページの利便性向上、スマホやタブレット端末活用による情報収集・提供、コンビニ交付サービス等の拡大、公共施設や検診予約等の電子申請手続き、地域資源のデータベース化等の推進、ICT 産業振興や移住促進のための情報通信基盤の確保	情報政策課
統合型 GIS 整備事業	市民公開 GIS への掲載情報の充実	都市計画課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	行政情報の市ホームページ利用率	%	27	16.5	21	27	33	情報政策課
2	市民公開 GIS 掲載レイヤ数	件	27	10	11	13	15	都市計画課

計画の推進に向けて

1. 行財政運営・行革の推進

(1) 現状と課題

社会経済情勢の変化、地域主権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化するなか、市民のニーズは多様化・複雑化してきています。

これまでから本市では、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、第1次行政改革大綱において104項目、続く第2次大綱では45項目にわたる改革に取り組んだところであり、進行中である第3次大綱においてもさらなる改革を推進することとしています。

今後においては、限られた財源や人的資源を有効に活用するため、民間の活力やノウハウを行政運営に生かしつつ、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備をさらに進める必要があります。

(2) 基本的方向

- 効率的で効果的な行財政運営を実現するため、各事務事業について継続的な改善に努めます。
- 持続的で安定的な財政運営を図るため、財政の柔軟性を確保します。
- 組織の見直し、職員数の適正化、比較可能な公会計の整備など、行政改革大綱に基づく取組を推進します。
- 施設の適正規模、適正配置、長寿命化など、公共施設等総合管理計画に基づく取組や、市有財産の有効活用や処分を推進します。
- 官民パートナーシップ推進基本方針に基づき、民間の活力やノウハウの活用を推進し、公共サービスの充実と効率化を図ります。

2. 広域連携の推進

(1) 現状と課題

交通や情報通信基盤の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圈や経済圏が行政界を越え広がっています。さらに、人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

これまでから本市では、近隣自治体との連携・協力がまちづくりには不可欠との考えから、医療や福祉、教育や防災などの分野で地域間の結びつきを強化してきましたが、今後においてもさらに連携を深めることで、各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組み、地域の可能性を引き出していくことが求められます。

(2) 基本的方向

- 自治体間の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、共通する行政課題の解決に取り組みます。
- 一部事務組合などの事務の共同処理について、組織及び運営の効率化に努めます。

3. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、行政評価を活用した PDCA サイクルに基づく進行管理により、効果的・効率的な行政運営につなげます。

また、本計画の進行管理にあたっては、各個別計画における進捗管理との整合を図ることはもちろん、外部環境の変化や市政全般の動き等を踏まえて総合的に進捗度と達成状況を確認し、適切な改善を行うとともに、外部（市民・市民活動団体など）の視点を積極的に取り入れた仕組みを構築し、透明性や客観性を高めることにより、基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現に向けた実効性の高い計画としていきます。

